昭27. 3.27.

官報

主要目次

法律
○開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律　四六五頁
○私立学校振興会法　四六五
○国民金融公庫法の一部改正　四六八
政令
○私立学校振興会登記令　四六八
○企業合理化促進法施行令　四六九
府令
○私立学校振興会登記規則　四六九
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部改正　四七一
省令
○犬の輸出入検疫規則の一部改正　四七一
○電気通信省組織規程の一部改正　四七一
○同右　四七一
○地方建設局組織規程の一部改正　四七二
規則
○補導諸費支給規則改正　四七二
告示
○鉱区禁止地域指定（愛媛県）　四七六
○家畜衛生試験場の位置及び名称を定める件　四七八
○保安林解除（岡山県）　四七八
○保安林指定（栃木県）　四七八
○戦時海運管理令により、船舶を所有者に返還　四七九
○原動機付自転車用原動機の型式認定　四七九
○武茂郵便局等の電話通話事務開始　四七九
○東京国際電話局とベルリンにおける電話局の直通無線電話連絡設定　四七九
○酒田無線中継所設置　四七九
○佐那具電話中継所改称　四七九
訓令
○昭和二十六年度大蔵省所管一般会計歳入科目表に追加　四七九

法律

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第十号

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第一條の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十七年度において、一般会計から、十五億三千百二十一万円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
農林大臣　広川　弘禅
内閣総理大臣　吉田　茂

私立学校振興会法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第十一号

私立学校振興会法

目次

第一章　総則（第一條―第十條）
第二章　役員及び職員（第十一條―第十六條）
第三章　評議員会（第十七條―第二十一條）
第四章　業務（第二十二條―第二十八條）
第五章　会計（第二十九條―第三十五條）
第六章　監督（第三十六條―第三十九條）
第七章　罰則（第四十條―第四十二條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　私立学校振興会は、私立学校の経営に関し必要な資金の貸付、私立学校教育の助成その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を行い、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

（法人格）

第二條　私立学校振興会（以下「振興会」という。）は、法人とする。

（定義）

第三條　この法律において「私立学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二條第二項に規定する私立学校をいう。

2　この法律において「学校法人」とは、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三條に規定する学校法人をいう。

（事務所）

第四條　振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2　振興会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第五條　振興会の資本金は、三億九千万円と第三項の規定により出資された債権の額に相当する額の合計額とする。

2　政府は、振興会に対して、前項の三億九千万円を出資するものとする。

3　昭和二十一年四月一日から振興会成立の日の前日までの間において、戦災、震災その他の災害のため被害を受けた私立学校（学校教育法第九十四條の規定により廃止された法令による私立学校を含む。以下この項並びに第二十七條第一項及び第二項において同じ。）の建物の復旧費及び私立学校の経営費のため政府から私立学校を設置する者又は都道府県に対して貸し付けられた貸付金の債権（以下「旧債権」という。）及びこれらの債権を担保する権利は、振興会成立の日において、政府から振興会が承継するものとし、その債権の額に相当する額は、政府から振興会に対して出資されたものとする。

4　振興会は、必要があるときは、文部大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

5　政府は、前項の規定により、振興会がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の範囲内において、振興会に出資することができる。

（定款）

第六條　振興会は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　資本金及び資産に関する事項
五　役員に関する事項
六　評議員会及び評議員に関する事項
七　業務及びその執行に関する事項
八　会計に関する事項

2　定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第七條　振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3　登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

（名称使用の制限）

第八條　振興会でない者は、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（解散）

第九條　振興会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。

（法人に関する規定の準用）

第十條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）及び第五十四條（理事の代表権の制限）の規定は、振興会に準用する。

毎日文庫
昭和二十五年三月二日第三種郵便物認可

昭27. 3. 27.　第7564号

第二章　役員及び職員

（役員）

第十一條　振興会に役員として会長一人、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事三人を置く。

（役員の職務）

第十二條　会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2　理事長は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長にともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を行う。

4　監事は、振興会の業務を監査する。

（役員の任命、任期及び欠格事由）

第十三條　役員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2　役員の任期は、二年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、再任されることができる。

4　学校教育法第九條（校長及び教員の欠格事由）の規定は、振興会の役員に準用する。

（代表権の制限）

第十四條　振興会と会長、理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が振興会を代表する。

（兼職の禁止）

第十五條　会長、理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、これらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて文部大臣が許可した場合は、この限りでない。

（役員及び職員の地位）

第十六條　振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　評議員会

（評議員会）

第十七條　振興会に評議員会を置く。

2　評議員会は、十人以上二十人以内の評議員をもつて組織する。

（評議員会の職務）

第十八條　左に掲げる事項については、会長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一　定款の変更

二　予算及び第三十五條の規定により文部大臣の認可を受けることを必要とする借入金の借入

三　第二十四條第一項の規定による業務方法書の決定及び変更

四　第三十三條第一項の規定による資本金の減少

五　その他振興会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定めるもの

第十九條　評議員会は、振興会の業務若しくは資産の状況又は役員の業務執行の状況について、会長に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は会長から報告を徴することができる。

（評議員の任命、任期及び欠格事由）

第二十條　評議員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び私立学校関係者のうちから、文部大臣が任命する。

2　第十三條第二項及び第三項並びに学校教育法第九條（校長及び教員の欠格事由）の規定は、評議員に準用する。

（評議員会の会議）

第二十一條　評議員会は、会長が招集する。

2　評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

3　会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

4　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5　評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6　前項の場合においては、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四章　業務

（業務）

第二十二條　振興会は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一　学校法人に対し、その設置する私立学校の経営のため必要な資金（その施設のため必要な資金を含む。）を貸し付けること。

二　学校法人に対し、その設置する私立学校が教育の振興のため行う事業について助成を行うこと。

三　私立学校の職員の研修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その施設等について、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

四　前各号に掲げる業務に附帯する業務

2　振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一條の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

3　振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額並びに当該事業年度において第三十二條第一項の規定による特別積立金及び同條第二項の規定による普通積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、第一項第二号又は第三号の規定による助成を行うことができる。

（業務執行の基本原則）

第二十三條　振興会の業務は、第一條に規定する振興会の目的に従い、公平且つ確実な運営を期して執行されなければならない。

（業務方法書）

第二十四條　振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2　前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限、助成の限度及び目的並びに第二十八條第二項の規定による代理業務に関する準則を記載しなければならない。

（貸付又は助成に係る審査）

第二十五條　振興会は、第二十二條の規定による貸付又は助成を行うについては、学校法人その他貸付又は助成を受けようとする者の備えている條件について、その貸付又は助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

（貸付又は助成の制限）

第二十六條　振興会は、振興会に対し債務を負う学校法人（都道府県に対して貸し付けられた旧債権に係る資金を当該都道府県から貸し付けられた学校法人を含む。）がその債務の元利償還を履行しない場合においては、当該不履行が災害その他の特別の事由による場合を除くほか、当該学校法人に対して、新たな資金の貸付又は助成を行わないものとする。

（旧債権の取扱）

第二十七條　振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る債務の全部又は一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部又は一部を免除しようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

2　振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る債務の全部又は一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部又は一部を免除しようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

3　振興会は、前二項の承認をしようとする場合には、あらかじめ文部大臣の認可を受けなければならない。

4　振興会は、都道府県が第一項の規定による貸付條件の変更若しくは延滞元利金の支払方法の変更又は第二項の規定による債務の全部若しくは一部の免除をしたときは、当該都道府県に対する旧債権のうち当該貸付條件の変更等の措置がされた債権に相当する部分について、同様の措置をしなければならない。

（貸付業務の代理）

第二十八條　振興会は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二條第一項第一号又は第三号の貸付業務の一部を代理させることができる。

2　振興会は、前項の規定により銀行その他の金融機関にその業務の一部を代理させようとするときは、その金融機関に対して代理業務に関する準則を示さなければならない。

第五章　会計

（事業年度）

第二十九條　振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

2　振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（事業計画及び予算）

第三十條　振興会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

（財務諸表）

第三十一條　振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この條及び第三十三條第二項において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　会長は、前項の財務諸表及び決算報告書を、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に評議員会に報告しなければならない。

3　振興会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

（利益金の処分）

第三十二條　振興会は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、繰越欠損がある場合においては、まずこれを繰越欠損の補てんに充て、なお残余があるときは、旧債権に係る債務の免除に因る損失の補てんに充てるため、旧債権の滞貸元本（当該事業年度末までに償還期の到来した元本のうち、その時までにまだ償還がされていないものをいう。以下この條において同じ。）の総額に相当する金額に達するまで、これを特別積立金として積み立てなければならない。

2　前項の規定により特別積立金を積み立て、なお利益金の残余があるときは、振興会は、同項に規定する損失以外の損失の補てんに充てるため、当該利益金の一部を普通積立金として積み立てなければならない。

3　第一項の特別積立金は、旧債権に係る債務の全部又は一部の免除に因る損失の補てんに充てる場合を除くほか、取りくずしてはならない。但し、特別積立金の金額が旧債権の滞貸元本の総額をこえるに至つた場合において、そのこえる部分については、この限りでない。

4　第一項の特別積立金の金額が旧債権の滞貸元本の総額に満たなくなつた場合において第二項の普通積立金があるときは、その満たない金額に相当する金額までの金額を普通積立金から特別積立金に組み替えなければならない。

5　第二項の普通積立金は、前項の規定により特別積立金に組み替える場合及び第一項に規定する損失以外の損失の補てんに充てる場合を除くほか、これを取りくずしてはならない。

（資本金の減少）

第三十三條　振興会は、旧債権に係る債務の免除に因る損失が前條第一項の特別積立金を取りくずしてもなお補てんできないときは、文部大臣の認可を受けて、その補てんできなかつた損失に相当する金額の資本金を減少することができる。

2　振興会は、前項の規定による資本金の減少を行つたときは、遅滞なく、その旨及び資本金の減少を行つた日現在の財務諸表を官報に公告しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十四條　振興会は、左の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債又は地方債の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

（借入金）

第三十五條　振興会は、文部大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、文部大臣の認可を受けなければならない。

第六章　監督

（監督）

第三十六條　振興会は、文部大臣が監督する。

（監督命令）

第三十七條　文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十八條　文部大臣は、必要があると認めるときは、振興会に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（役員の解任）

第三十九條　文部大臣は、役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一　この法律、この法律に基く文部大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。

二　心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

第七章　罰則

（罰則）

第四十條　振興会の役員又は職員が第三十八條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十一條　左の場合においては、振興会の役員を二万円以下の過料に処する。

一　この法律により文部大臣の許可、認可又は承認（第五條第四項、第六條第二項、第二十二條第二項及び第三十三條第一項の規定による認可を除く。）を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二　この法律又はこの法律に基いて発する政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三　この法律及び定款に規定しない業務を営んだとき。

四　第三十一條第三項又は第三十三條第二項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五　第三十四條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六　文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第四十二條　第八條の規定に違反して、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　文部大臣は、設立委員を命じ、振興会の設立に関する事務を処理させる。

3　設立委員は、定款を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

4　前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を振興会の会長に引き継がなければならない。

5　振興会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、振興会の会長、理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

6　振興会は、設立の登記をすることに因つて成立する。

7　振興会の会長は、振興会成立後すみやかに、政府に対して、出資金の払込の請求をしなければならない。

8　文部大臣は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金に関する事務を振興会に引き継がなければならない。

9　都道府県知事は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金のうち昭和二十一年度分の私立学校戦災建物復旧費貸付金から貸し付けられたものに関する事務を振興会に引き継がなければならない。

10　前二項の規定による事務引継の場合においては、文部大臣又は都道府県知事は、証書、帳簿その他の書類を調整し、処理未了若しくは未着手の事項又は将来処理すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

11　この法律中学校法人には、当分の間、学校教育法第百二條第一項の規定により私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園を設置する民法第三十四條の法人を含むものとする。

12　第五條第三項の規定により振興会が承継した国の抵当権の移転の登記には、登録税を課さない。

13　第八條の規定は、この法律施行の際現に私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六月を限り適用しない。

14　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條但書中「第二号ノ二、」を「第二号ノ四、」に改め、同條第七号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を、「大日本育英会法、」の下に「私立学校振興会法、」を加え、同條第十八号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加え、同條に次の一号を加える。

二十二　私立学校振興会法ノ規定ニ依リ為ス貸付業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ抵当権ノ取得ノ登記

15　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ九の次に次の一号を加える。

六ノ十　私立学校振興会ノ発スル証書帳簿

16　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

17　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第四号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

18　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「法令による公団、」の下に「私立学校振興会、」を加え、第二百九十六條中「国民健康保険団体連合会、」の下に「私立学校振興会、」を加え、第三百四十八條第二項第十一号に次の一号を加える。

十二　私立学校振興会が直接その事業の用に供する固定資産

第七百四十三條第三号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

大蔵大臣　池田　勇人
文部大臣　天野　貞祐
内閣総理大臣　吉田　茂

国民金融公庫法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月二十七日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第十二号

国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「七十億円」を「百億円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

政　令

私立学校振興会登記令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月二十七日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第五十一号

私立学校振興会登記令

内閣は、私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第七條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

（設立の登記）

第一條　私立学校振興会の設立の登記は、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的及び業務
二　名称
三　事務所
四　資本金
五　会長、理事長、理事及び監事の氏名及び住所
六　理事長又は理事に代表権を与えた場合には、その者の氏名

3　私立学校振興会は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項に掲げる事項を登記しなければならない。

（従たる事務所の新設の登記）

第二條　私立学校振興会が成立した後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2　主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

（事務所の移転の登記）

第三條　私立学校振興会が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第一條第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

2　同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

（変更の登記）

第四條　第一條第二項に掲げる事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

（管轄登記所）

第五條　私立学校振興会の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれをつかさどる。

2　各登記所に、私立学校振興会登記簿を備える。

（登記申請人）

第六條　設立の登記以外の登記は、会長の申請によつてする。

（登記の申請書の添附書類）

第七條　設立の登記の申請書には、定款及び役員の資格を証する書面を添附しなければならない。

第八條　事務所の新設又は事務所の移転その他第一條第二項に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

（登記の期間の計算）

第九條　文部大臣の認可を要する事項に係る登記については、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

（準用規定）

第十條　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十九條ノ二、第百四十二條から第百五十一條ノ六まで及び第百五十四條から第百五十七條まで（商業登記の通則）の規定は、私立学校振興会の登記について準用する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務総裁　木村篤太郎
文部大臣　天野　貞祐
内閣総理大臣　吉田　茂

企業合理化促進法施行令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月二十七日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第五十二号

企業合理化促進法施行令

内閣は、企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第四條及び第六條の規定に基き、この政令を制定する。

（定義）

第一條　この政令で「試験研究」とは、企業合理化促進法（以下「法」という。）第三條に規定する試験研究をいい、「試験研究者」とは、同條に規定する試験研究者をいう。

（機械設備等の範囲）

第二條　主務大臣及び大蔵大臣は、試験研究が企業の合理化を促進するため緊急を要すると認めた場合において、その試験研究の用に供される機械設備等のうち左に掲げるものについて法第四條第一項の承認をすることができる。

一　当該試験研究のために専用される機械又は装置
二　当該試験研究に欠くことができない車両、運搬具、工具、器具又は備品でその試験研究のために専用されるもの
三　当該試験研究を行うために建造される建物又は構築物でその試験研究以外の用途に転用することが著しく困難であるもの

（試験研究承認申請書）

第三條　法第四條第一項の規定により主務大臣及び大蔵大臣の承認を受けようとする試験研究者は、左に掲げる事項を記載した試験研究承認申請書正本一通副本二通をそれぞれ主務大臣及び大蔵大臣に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
二　申請者の現に行つている事業の概要
三　試験研究の目的
四　試験研究を行おうとする場所
五　取得し、又は製作しようとする機械設備等の名称、型式、能力、数量、価額及び用途

2　前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　試験研究計画書
二　試験研究が企業の合理化を促進するため緊急を要するものであることを説明する書類
三　取得し、又は製作しようとする機械設備等が試験研究のために必要なものであり、且つ、前條各号の一に掲げるものに該当するものであることを説明する書類
四　最近の決算時における財産目録、貸借対照表及び損益計算書

（承認又は不承認の通知）

第四條　主務大臣及び大蔵大臣は、前條の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを審査し、試験研究及び機械設備等について承認又は不承認の処分をし、その旨を連名の文書で申請者に通知するものとする。

（重要産業に属する事業）

第五條　法第六條の重要産業に属する事業は、左に掲げる事業とする。

一　製糸業
二　染色整理業
三　繊維板製造業
四　化学肥料製造業
五　ソーダ工業
六　カーバイド製造業
七　タール製品製造業
八　染料中間体製造業
九　動植物油脂製造業
十　合成医薬品中間体製造業
十一　石油精製業
十二　耐火れんが製造業
十三　製銑、製鋼又は鉄鋼圧延業
十四　鉄鋼鍛造業
十五　鉄鋼鍛造業
十六　非鉄金属製錬業
十七　非鉄金属圧延業
十八　発電用タービン又は発電用ボイラー製造業
十九　金属工作機械製造業
二十　軸受又は鋼球製造業
二十一　発電機製造業
二十二　電線又はケーブル製造業
二十三　電気通信機械器具製造業
二十四　自動車製造業
二十五　鋼船製造及び修理業
二十六　鉄道車両製造業
二十七　捕鯨業
二十八　金属鉱業
二十九　石炭鉱業
三十　硫黄又は硫化鉱採掘業
三十一　土木建設業（電源開発に係るものに限る。）
三十二　海上運送業（外国航路に係るものに限る。）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人
厚生大臣　吉武　恵市
農林大臣　広川　弘禅
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　村上　義一
建設大臣　野田　卯一

府　令

◉法務府令第二十一号

私立学校振興会登記令（昭和二十七年政令第五十一号）第十條において準用する非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百五十五條及び第百五十六條の規定に基き、私立学校振興会登記規則を次のように定める。

昭和二十七年三月二十七日

法務総裁　木村篤太郎

私立学校振興会登記規則

（登記簿の調製）

第一條　私立学校振興会登記簿は、附録第一号の様式による表紙及び附録第二号の様式による目録を附し、附録第三号の様式による登記用紙を編てつして調製しなければならない。

（閉鎖登記簿）

第二條　閉鎖登記簿は、附録第四号の様式による表紙及び附録第二号の様式による目録を附し、閉鎖した登記用紙を編てつして調製しなければならない。

（受附帳）

第三條　受附帳は、附録第五号の様式により毎年調製しなければならない。

（行政区画等の変更の職権による記載）

第四條　行政区画又は土地の名称の変更があつたときは、登記官吏は、登記用紙中予備欄に新旧の名称及び変更があつた旨を記載して、これに押印しなければならない。

（登記事務取扱登記所）

第五條　私立学校振興会の登記に関する事務は、商業登記を取り扱う登記所において取り扱う。

（商業登記規則の準用）

第六條　商業登記規則（昭和二十六年法務府令第百十二号）第一條第二項及び第三項、第三條、第四條、第五條第二項、第六條第二項、第七條から第二十條まで、第二十一條第一項、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第四十一條まで、第五十二條第一項、第五十三條、第五十九條及び第七十八條の規定は、私立学校振興会の登記に準用する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

附録第一号

私立学校振興会登記簿　第　冊

法務局（地方法務局）

附録第二号

名称		名称		
登記用紙編てつの年月日及び事由	登記官印	登記用紙編てつの年月日及び事由	登記官印	登記用紙除却の年月日及び事由	登記官印

丁

附録第三号

私立学校振興会 登記用紙の枚数

事項番号	登記事項	事項番号	登記事項	事項番号	登記事項
1 名称		3 資本金		5 会長、理事長及び理事の氏名及び住所	
2 事務所					
事項番号	登記事項	事項番号	登記事項	事項番号	登記事項
4 目的及び業務		6 理事長又は理事に代表権を与えた場合には、その者の氏名		7 監事の氏名及び住所	

丁

成立の年月日 年 月 日

右 年 月 日登記

予備欄

事項番号	登記事項	事項番号	登記事項	事項番号	登記事項

丁

附録第四号

私立学校振興会閉鎖登記簿 第 冊

法務局(地方法務局)

附録第五号

私立学校振興会受附帳

法務局(地方法務局)

受附番号	受附年月日	登記の目的	申請人の氏名	備考

丁

◉法務府令第二十二号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月二十七日 法務総裁 木村篤太郎

第一條 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務府令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表山口地方法務局の部船木支局の項の次に次の一項を加える。

船木	山口県厚狭郡船木町	山口県の内小野田市の内有帆 厚狭郡の内厚東村 二俣瀬村 万倉村

別表山口地方法務局の部船木支局の款小野田出張所の項を削り、同支局の款支局欄中「船木」を「宇部」に改め、同支局の款同支局の項を次のように改める。

(宇部)	山口県宇部市	山口県の内宇部市(小野田出張所の管轄に属する地域を除く)

第二條 登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第十三項中「船木支局」を「船木出張所」に、「小野田出張所」を「山口地方法務局小野田出張所」に、同條第十四項及び第十五項中「宇部出張所」を「宇部支局」に改める。

附 則

この府令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

省令

◉農林省令第十二号

狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第七條第二項の規定に基き、犬の輸出入検疫規則(昭和二十五年農林省令第百三号)の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十七日 農林大臣 広川 弘禅

犬の輸出入検疫規則の一部を改正する省令

第三條第一号但書を次のように改める。

但し、本文の書面及び当該官吏又は保健所長が、狂犬病にかかつていない旨又はかかつている疑のない旨を証明する書面のある犬であつて家畜防疫官がけい留の期間を短縮することが適当と認めたものについては、そのけい留期間を十四日まで短縮することができる。

第三條に第二項として次の一項を加える。

2 家畜防疫官は、狂犬病にかかつたおそれのある犬及び狂犬病にかかつた動物にかまれた犬以外の犬であつて生後九十日以内のもの並びに前項第一号但書の犬につき、動植物検疫所以外の場所で検疫を実施しても差し支えないと認めたときは、犬の輸入又は輸出をしようとする者に対し、狂犬病予防上必要な管理方法等を指示して家畜防疫官が防疫上安全と認めて指定した場所に犬をけい留させることができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

◉電気通信省令第三号

電気通信省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十七日 電気通信大臣 佐藤 栄作

電気通信省組織規程の一部を改正する省令

電気通信省組織規程(昭和二十四年電気通信省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第六診療所の名称及び位置の一部を次のように改める。

堺通信診療所の項の次に次の一項を加える。

京都通信診療所 京都市

高松通信診療所の項の次に次の一項を加える。

福岡通信診療所 福岡市

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

◉電気通信省令第四号

電気通信省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十七日 電気通信大臣 佐藤 栄作

電気通信省組織規程の一部を改正する省令

電気通信省組織規程(昭和二十四年電気通信省令第一号)の一部を次のように改正する。

第五條に次の但書を加える。

但し、第三條第二項の規定により、動植物検疫所以外の場所にけい留するため、家畜防疫官の指示に従い搬出する場合はこの限りでない。

第五号様式を次のように改める。

交付番号 第 号

交付 年 月 日

家畜防疫官証票

写真	氏名
	生年月日

農林大臣 印

白紙、厚縦10センチメートル横14センチメートル

家畜伝染病予防法抜すい

第四十一條 家畜防疫官は、輸入される指定検疫物又は輸入されるその他の物であつて家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染しているおそれがあるものにつき、船舶又は航空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。

犬の輸出入検疫規則抜すい

第六條 家畜防疫官は、必要と認めるときは、外国から到着した船舶又は航空機にとう載している犬であつて輸入するものについて、その船舶又は航空機の船長若しくは議長又はこれに代つて職務を行う者及び関係者に対し質問して別記様式第三号の調書を作成しなければならない。

別表第八中電気通信職員訓練所四国学園の項位置の欄「香川県仲多度郡善通寺町」を「松山市」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年三月十五日から適用する。

◎建設省令第五号

地方建設局組織規程（昭和二十四年建設省令第八号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月二十七日

建設大臣　野田　卯一

告　示

◎電波監理委員会告示第千二百四十一号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年三月十二日　第二一六一号
二　承認を受けた者　電気通信省
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　電気通信省所属の松崎固定局
六　通信事項　1. 公衆通信　2. 電気通信事業及び有線私設設備の規律監督に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　清水市辻町九三九番地の二　東経一三八度三〇分　北緯三五度〇一分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　しみず　F九　一九九・二Mc　水晶発振　ベクトル合成　三五W
十　空中線の型式及び構成　コーナーリフレクター付ダイポール
十一　運用許容時間　常時
十二　その他　周波数帯域幅の許容値は四八〇kc

◎電波監理委員会告示第千二百四十二号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年三月十二日　第二一六二号
二　承認を受けた者　電気通信省
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　電気通信省所属の清水固定局
六　通信事項　1. 公衆通信　2. 電気通信事業及び有線私設設備の規律監督に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　静岡県加茂郡岩科村大字道部横道上八一六の六　東経一三八度四七分　北緯三四度四五分

別表第一関東地方建設局の項中松戸用地事務所の所掌事務「利根川上流、江戸川、荒川上流、常総国道及び熊谷国道各工事事務所の所掌事務に関する用地の買収」を、「利根川上流、利根川下流、江戸川、荒川上流、荒川下流、常総国道、房総国道、京浜、相模及び熊谷国道各工事事務所の所掌事務に関する用地の買収」に、宇都宮用地事務所の所掌事務「小貝川、鬼怒川、常陸、渡良瀬川、関東四号国道及び利根川下流各工事事務所の所掌事務に関する用地の買収」を「小貝川、鬼怒川、常陸、関東四号国道、高崎、渡良瀬川上流、利根川上流、常総国道及び熊谷国道各工事事務所の所掌事務に関する用地の買収」に改め、「泰平橋工事事務所」を「新潟市一一十号国道改良工事」を削り、利根川上流調査事務所の次に「長野用地事務所」「長野市一信濃川、阿賀野川、富士川、千曲川、天龍川及び信濃川水系砂防各工事事務所の所掌事務に関する用地の買収」を加える。

附　則

この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

規　則

◎中央更生保護委員会規則第一号

補導諸費支給規則（昭和二十六年中央更生保護委員会規則第一号）を次のように改正する。

昭和二十七年三月二十七日

中央更生保護委員会委員長　白根　松介

補導諸費支給規則

第一条　保護司には、この規則により、補導諸費を支給する。

第二条　保護司が、保護観察を担当したときは、予算の範囲内で担当一件につき一箇月百円以内を支給する。

附　則

この規則は、昭和二十七年四月一日から施行する。

◎電波監理委員会告示第千二百四十四号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十二日　第一六八三号
二　免許人の氏名　磯野定吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十一日
八　設置場所　第一千勝丸（主たる停泊港　波崎）
九　呼出名称　いそのいちこうちかつまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　二〇W　A三　二〇〇kc　四〇〇kc　五〇〇kc　六〇〇kc　七〇〇kc　八〇〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千二百四十五号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月十四日　第七六一八号
二　免許人の氏名　吉田由吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月十三日
八　設置場所　第二大進丸（主たる停泊港　小名浜）
九　呼出名称　よしだだいにだいしんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　一〇〇kc　六〇〇kc　一〇〇〇kc　九五〇kc　四〇〇kc　五〇〇kc　四五〇kc　五〇〇kc　七五〇kc　八五〇kc　A三　二〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　三五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千二百四十六号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月九日　第一七六六号
二　免許人の氏名　小松清太郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　茨城県漁業協同組合連合会所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月八日
八　設置場所　清神丸（主たる停泊港　平潟）
九　呼出名称　せいじ●まる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A三　二〇〇kc　四〇〇kc　五〇〇kc　七八五kc　水晶発振　終段陽極変調　五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千二百四十七号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月七日　第九五五八号
二　免許人の名称　小橋巾着網組合
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　宮津漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年十二月六日
八　設置場所　かもめ丸（主たる停泊港　氷見）
九　呼出名称　かもめまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A三　二〇〇kc　六五〇kc　七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千二百四十八号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月九日　第八二五七号
二　免許人の氏名　千葉秀次
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　稚内漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月八日
八　設置場所　第二十一弁天丸（主たる停泊港　稚内）
九　呼出符号及び呼出名称　JMAP　だいにじゅういちべんてんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　一〇〇kc　五〇〇kc　六〇〇kc　七〇〇kc　八〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　A一、A二　五〇〇kc　六〇〇kc　七〇〇kc　八〇〇kc　A三　一〇〇kc　二〇〇kc　三〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　A一、A二　五〇WW　A三　三〇WW
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千二百四十九号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年三月十二日　第二一六一号
二　免許人の氏名　電気通信省
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　電気通信省所属の松崎固定局
六　通信事項　1. 公衆通信　2. 電気通信事業及び有線私設設備の規律監督に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　清水市辻町九三九番地の二　東経一三八度三〇分　北緯三五度〇一分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　しみず　F九　一九九・二Mc　水晶発振　ベクトル合成　三五W
十　空中線の型式及び構成　コーナーリフレクター付ダイポール
十一　運用許容時間　常時
十二　その他　周波数帯域幅の許容値は四八〇kc

◎電波監理委員会告示第千二百四十二号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年三月十二日　第二一六二号
二　承認を受けた者　電気通信省
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　電気通信省所属の清水固定局
六　通信事項　1. 公衆通信　2. 電気通信事業及び有線私設設備の規律監督に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　静岡県加茂郡岩科村大字道部横道上八一六の六　東経一三八度四七分　北緯三四度四五分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　まつざき　F九　一九一・七四Mc　水晶発振　ベクトル合成　三五W
十　空中線の型式及び構成　コーナーリフレクター付ダイポール
十一　運用許容時間　常時
十二　その他　周波数帯域幅の許容値は四八〇kc

◎電波監理委員会告示第千二百四十三号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許人の名称　日本郵船株式会社
二　船舶局
三　無線局の種別　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
四　無線局の目的　地方電気通信取扱局、日本郵船株式会社所属船舶局
五　通信の相手方　船舶の航行、貨物及び旅客の輸送に関する事項
六　通信事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　小樽丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JRCD
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　主発振　A一　五〇〇kc　五二〇kc　五七〇kc　六〇〇kc　六二〇kc　八〇〇kc　八二〇kc　八三〇kc　水晶発振　A二　リップル変調　二五〇W
補助装置　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　水晶発振　A二　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　八時間

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百四十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一〇七五号
二　免許人の氏名　大内庄八郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　茨城県漁業協同組合連合会所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第二大勝丸(主たる停泊港　那珂湊)
九　呼出符号及び呼出名称　JHZH　にこうたいしょうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	一、六二〇kc	第一、第二装置 水晶発振	A一 五〇W
	一、九五五kc		A二 三〇W
	二、五四五kc		
	二、七八五kc		
A三	二、六二〇kc	終段陽極変調	A三 二五W
	二、九五五kc		
	二、五四五kc		
	二、七八五kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百五十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十日　第三四六五号
二　免許人の名称　宮地汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、宮地汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　博山丸(主たる停泊港　神戸)
九　呼出符号　JIOP
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置 A一	一、二六〇kc	水晶発振 リップル変調 吸収管式	五〇〇W 但し、六、六五〇kcは三〇〇W
	二、四五〇kc		
	八、五〇〇kc		
	八、四五〇kc		
	六、六〇〇kc		
	六、八〇〇kc		
主装置 A二	五、四七〇kc		
	五、五七〇kc		
	四、六〇〇kc		
	四、八〇〇kc		
	四、二〇〇kc		
	三、七五〇kc		

補助装置 A一、A二　三、七五〇kc　四、〇〇〇kc　四、二五〇kc　四、六〇〇kc　四、八〇〇kc　五、〇〇〇kc　水晶発振　リップル変調　五〇W　逆L型、傾斜型

十一　空中線の型式及び構成
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百五十一号

第三有栄丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七六一三号
二　免許人の氏名　和深末吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第三有栄丸(主たる停泊港　江名)
九　呼出名称　だいさんゆうえいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、四四〇kc	水晶発振 終段抑制格子変調	一五W
	二、五四五kc		
	二、七八五kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百五十二号

漁一丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七六三三号
二　免許人の氏名　佐藤　勇
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　漁一丸(主たる停泊港　中の作)
九　呼出名称　りょういちまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、四四〇kc	水晶発振 終段抑制格子変調	一五W
	二、五四五kc		
	二、七八五kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百五十三号

必勝丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一七五七号
二　免許人の氏名　根本惣三郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　茨城県漁業協同組合連合会所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
　　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　必勝丸(主たる停泊港　平磯)
九　呼出符号及び呼出名称　JCPI　ひつしょうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	一、五七〇kc	水晶発振 終段遮蔽格子変調	A一 一五〇W
	一、九五〇kc		A二、A三 一五〇W
	一、六二〇kc		
	二、五五〇kc		
	二、五四五kc		
A三	二、五四五kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百五十四号

甲丸丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一七〇〇号
二　免許人の氏名　佐久間平五郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　甲丸丸(主たる停泊港　銚子)
九　呼出名称　こうじようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、六二〇kc	水晶発振 終段抑制格子変調	一〇W
	二、四四〇kc		
	二、五四五kc		
	二、七八五kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百五十五号

権現丸無線局の周波数は、昭和二十六年二月二十二日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七六〇七号
二　免許人の氏名　佐藤治平
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　権現丸(主たる停泊港　四ッ倉)
九　呼出名称　ごんげんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、六二〇kc	水晶発振 終段抑制格子変調	一五W
	二、九五五kc		
	二、五四五kc		
	二、六五〇kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百五十六号

第五徳正丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十九日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六九九号
二　免許人の氏名　佐藤正実
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第五徳正丸(主たる停泊港　銚子)
九　呼出名称　ごごうとくしょうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、六二〇kc	水晶発振 終段陽極変調	二五W
	二、四四〇kc		
	二、五四五kc		
	二、六五〇kc		
	二、七八五kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百五十七号

ますとみ丸無線局の周波数は、昭和二十六年十一月九日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月及び番号　昭和二十五年六月一日　第六三三六号
二　免許人の名称　桝富水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　奈良尾、厳原、富江、館浦の各漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
　　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第八鹿島丸（主たる停泊港　石巻）
九　呼出名称　JRCK　だいはちかしままる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　A三　二、四五〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千二百五十八号**

昭和二十六年電波監理委員会告示第千十五号第八明生丸無線局の周波数は、昭和二十六年十月十四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第九項中「二、四五〇kc」の次に「二、六五〇kc」を加える。

◉**電波監理委員会告示第千二百五十九号**

第八鹿島丸無線局の周波数は、昭和二十六年十二月四日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二一一号
二　免許人の氏名　須田欣衛
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　石巻漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
　　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　ますとみ丸（主たる停泊港　岩瀬浦）
九　呼出名称　ますとみまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　A三　二、四五〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千二百五十八号**

昭和二十六年電波監理委員会告示第千十五号第八明生丸無線局の周波数は、昭和二十六年十月十四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第九項中「二、四五〇kc」の次に「二、六五〇kc」を加える。

◉**電波監理委員会告示第千二百五十九号**

第八鹿島丸無線局の周波数は、昭和二十六年十二月四日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月二十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二一一号
二　免許人の氏名　須田欣衛
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　石巻漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
　　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　ますとみ丸（主たる停泊港　岩瀬浦）
九　呼出名称　ますとみまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　A三　二、四五〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**土地調整委員会告示第九号**

鉱区禁止地域の指定

土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三條第一項の規定により、鉱区禁止地域の指定をしたから、同條第四項及び土地調整委員会設置法施行規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第九條第一号の規定により、次のように公示する。

昭和二十七年三月二十七日　土地調整委員会委員長　我妻　栄

一　指定番号　指定第三号
二　指定請求公示の年月日　昭和二十七年二月九日（土地調整委員会告示第四号参照）
三　請求者名　愛媛県知事　久松　定武
四　区域の所在地
　　愛媛県
　　喜多郡大和村大字豊茂キンザン乙一、乙五、丙一、丙二ノ一、丙二ノ二、丙二ノ三、丙二ノ四、丙二ノ五
　　喜多郡上須戒村字ケヤキノタニ丙一〇一〇ノ一、丙一〇一〇ノ二、丙一〇一〇ノ三、丙一〇一〇ノ四、丙九九四ノ三、丙九九五ノ二、丙九九七ノ三、丙九九八ノ二、丙九九九ノ二、丙一〇〇〇ノ二、丙一〇〇〇ノ三、丙一〇〇九ノ四、丙一〇一ノ二
　　西宇和郡日土村字イヅシ七番耕地四〇〇七ノ一、七番耕地四〇〇七ノ二
五　鉱物の名称　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三條に規定する鉱物全部
六　区域の面積　三〇・九四二（ヘクタール）
七　区域図　昭和二十七年二月九日土地調整委員会告示第四号の請求区域図の通りである。但し、同図中「請求区域図」とあるのは「指定区域図」と読み替えるものとする。
八　指定の理由
　　次の諸事情を考慮し、請求区域内において鉱物を掘採することは適当でないと認められる。
　　(イ)出石寺はその本尊が信仰上、山自体と特殊な關係を有する名刹で、地方信仰の中心として多数の信徒を有しており、請求区域は山頂にある本堂を中心として古来特にその尊厳風致の保持が強く要望されてきたものである。
　　この区域についてはその自然環境は現在においても信仰に必要なものとしてこれを尊重する必要があると考えられる。
　　(ロ)請求区域内における土地の形質の変更は、この地方の地形、地質等からみて、なるべくこれを避けることが望ましいと考えられる。
　　(ハ)請求区域内における鉱物の掘採は、現在推定される鉱種、鉱量、品位の程度では前二項の要請と対比して特に必要であるとは考えられない。

◉**大蔵省告示第五百五十七号**

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十條第三項の規定により、外国為替業務を営む営業所の位置の変更を次のとおり許可した。

昭和二十七年三月二十七日　大蔵大臣　池田　勇人

銀行名	営業所名	旧所在地	変更期日	許可年月日
株式会社静岡銀行	東京支店	東京都中央区日本橋本町三丁目四番地の一	昭和二十七年一月二十一日	昭和二十七年三月十八日
		東京都中央区日本橋江戸橋二丁目八番地の二		

◉**大蔵省告示第五百五十八号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十八回北越銀行たから定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十八回北越銀行たから定期預金
二　條件
　　(イ)契約期間　六月
　　(ロ)預入金額　一口千円
　　(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年四月一日から同年五月二十日まで。
四　割増金品　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特等甲賞は、特等乙賞のうちから定め、特別二重賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金品	当せんの数
特等甲賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
特等乙賞	一〇、〇〇〇円	四
一等	一、〇〇〇円	五〇
二等	三〇〇円	二五〇
三等	一〇〇円	五、〇〇〇
四等	五〇円	五〇、〇〇〇
五等	二〇円	四四四、六九五
特別二重賞	自転車一台	五
計		五〇〇、〇〇五

五　当せん期日　昭和二十七年五月二十四日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十七年六月二日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第五百五十九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、割増金附第十六回佐賀中央定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　割増金附第十六回佐賀中央定期預金
二　條件
　　(イ)契約期間　六月
　　(ロ)預入金額　一口千円
　　(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年四月一日から同年五月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三万個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一九
二等	三、〇〇〇	六〇
三等	三〇〇	六〇〇
四等	一〇〇	六、〇〇〇
五等	三五	六〇、〇〇〇
六等	二〇	五三三、三二〇
計		六〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月七日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十七日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第五百六十号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、青商第三回割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　青商第三回割増金附定期預金
二　條件
　　(イ)契約期間　六月
　　(ロ)預入金額　一口千円
　　(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年四月一日から同年五月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	二、〇〇〇	五
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	五〇
四等	四〇	二五〇
五等	一七	四、六八四
計		五、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月二十一日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第五百六十一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十九回帝銀たのしみ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十九回帝銀たのしみ定期預金
二　條件
　　(イ)契約期間　三月。但し、契約期間満了後納税準備預金とする。
　　(ロ)預入金額　一口五百円
　　(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年四月一日から同月三十日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につきのとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	九
二等	三〇〇	一〇〇
三等	三五	一、〇〇〇
四等	七	一〇、〇〇〇
五等	三	八八、八九〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日
六　割増金の支払開始期日　契約期間満了日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第五百六十二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、長崎相互銀行割増金附第十回あさひ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　長崎相互銀行割増金附第十回あさひ定期預金
二　條件
　　(イ)契約期間　六月
　　(ロ)預入金額　一口千円
　　(ハ)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年四月一日から同年五月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。但し、特等及び一等は、二等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	五、〇〇〇	一〇〇
三等	五〇〇	二〇〇
四等	五〇	二、〇〇〇
五等	三〇	二〇、〇〇〇
六等	二〇	一七七、七八〇
計		二〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月二十日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第五百六十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、関西相互銀行第七回ミヤコ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十七日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 関西相互銀行第七回ミヤコ定期預金

二 條件

(イ)契約期間 六月

(ロ)預入金額 一口千円

(ハ)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月一日から同年五月三十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各三組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
一等	三、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	三
三等	五〇〇	三〇
四等	五〇	九〇〇
五等	二〇	二九、〇六四
計		三〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月七日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十二日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第五百六十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、新宝来無尽の細目を定める告示（昭和二十六年十二月大蔵省告示第千九百八十七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月二十七日

大蔵大臣 池田 勇人

三 取扱の時期中「昭和二十七年三月三十一日」を「昭和二十七年六月三十日」に改める。

◎厚生省告示第五十八号

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八條第二号の規定による講習会として昭和二十七年三月十一日次のものを指定した。

昭和二十七年三月二十七日

厚生大臣 吉武 恵市

一、名称 熊本県社会福祉主事資格認定講習会

一、主催 熊本県

一、期間 昭和二十七年三月から同年七月まで

◎厚生省告示第五十九号

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八條第二号の規定による講習会として昭和二十七年三月十一日次のものを指定した。

昭和二十七年三月二十七日

厚生大臣 吉武 恵市

一、名称 神奈川県社会福祉主事資格認定講習会

一、主催 神奈川県

一、期間 昭和二十七年三月から同年八月まで

◎厚生省告示第六十号

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八條第二号の規定による講習会として昭和二十七年三月十一日次のものを指定した。

昭和二十七年三月二十七日

厚生大臣 吉武 恵市

一、名称 愛媛県社会福祉主事資格認定講習会

一、主催 愛媛県

一、期間 昭和二十六年十月から昭和二十七年七月まで

◎厚生省告示第六十一号

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八條第二号の規定による講習会として昭和二十七年三月十一日次のものを指定した。

昭和二十七年三月二十七日

厚生大臣 吉武 恵市

一、名称 北海道社会福祉主事資格認定講習会

一、主催 北海道

一、期間 昭和二十七年二月から同年三月まで

◎農林省告示第百八号

農林省組織規程（昭和二十四年六月農林省令第四十七号）第二百五十二條の規定に基き、家畜衛生試験場の支場の位置及び名称を次のように定め、昭和二十六年六月三十日農林省告示第二百四十五号（家畜衛生試験場の支場の名称及び位置に関する件）を廃止し、昭和二十七年四月一日から施行する。

昭和二十七年三月二十七日

農林大臣 広川 弘禅

名称	位置
家畜衛生試験場北海道支場	北海道幌別郡幌別町
家畜衛生試験場東北支場	青森県上北郡七戸町
家畜衛生試験場北陸支場	新潟県刈羽郡荒浜村
家畜衛生試験場中国支場	兵庫県朝来郡和田山町
家畜衛生試験場赤穂支場	兵庫県赤穂市
家畜衛生試験場九州支場	鹿児島県鹿児島郡谷山町

◎農林省告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十七年三月二十七日

農林大臣 広川 弘禅

岡山県児島郡甲浦村大字宮浦字落君一九六一ノ三、字トント石一九六四ノ三

以上甲浦村長の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

小串村大字阿津字南岳三九ノ四、字犬山四〇ノ五、字八木山六二四ノ四、字小広谷山六二六ノ二、六二六ノ三、字小名郷山六四五ノ四、字猫田山八〇〇ノ四、八〇〇ノ五

以上小串村長の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

邑久郡鶴山村大字鶴海字伊場山九七ノ一（但し、台帳三反四畝四歩の内見込一反）

以上鶴山村 横山義夫の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

御津郡円城村大字上田西字祇園山二三五八ノ三

以上円城村長の申請に係るものであつて、水源かん養の必要が消滅したと認めるもの

牧山村大字下牧字犬ノ溜二二一三（但し、見込一町一反三畝の内見込六反三畝）

以上牧山村長の申請に係るものであつて、水源かん養の必要が消滅したと認めるもの

吉備郡阿曾村大字奥坂字鳴谷一七八一ノ二（但し、台帳四反五畝の内見込三反）

以上阿曾村 石尾車太の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

上道郡角山村大字百枝月字平谷一四二九（但し、台帳九反九畝の内見込三反）

以上角山村 中須加生太の申請に係るものであつて、水源かん養の必要が消滅したと認めるもの

御津郡馬屋下村大字芳賀字南砂一二八八ノ一（但し、台帳三町四反八畝一七歩の内見込七反）、字香楽谷二八二七（但し、台帳三町八反四畝の内見込七反）、字岩戸一六九三（但し、台帳九町三反七畝一〇歩の内見込三反七畝）

以上馬屋下村長の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

児島郡荘内村大字白尾字屏風東手二七八五（但し、台帳二町三反五畝の内見込二反）、二七五五（但し、台帳一町二反二畝一四歩の内見込三反）

以上琴浦町 西原勝三郎の申請に係るものであつて、土砂流出防備及び水源かん養の必要が消滅したと認めるもの

後月郡木之子村字懲谷三一九ノ二、字立岩一八三九ノ二、字猿森二二〇二ノ五、字蛭田二二〇五ノ二、二二〇五ノ三

以上木之子村長の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

上道郡浮田村大字草ケ部字社人一一九七ノ二〇から二六まで

以上浮田村 森一治の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

◎農林省告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條の規定により、次の森林を保安林に指定する。

昭和二十七年三月二十七日

農林大臣 広川 弘禅

栃木県塩谷郡泉村大字長井字校見山二二六八、字枝持三二六九ノ一、二二六

九ノ二、字北口二五九五、字ザラメキ二五九七ノ一、字ヲベイ板二五九九ノ一、字水ノ木折戸二六〇〇ノ一、字大河原二六〇一、字灰焼場二六〇三ノ一、字弓張二五九三ノ一、二九二〇から二九四九まで、玉生村大字上寺島一六一四から一六三八まで

以上栃木県知事の申請に係るものであつて、水源かん養のため必要と認めるもの

◎運輸省告示第八十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三條第三項の規定により、昭和二十七年三月十九日次の原動機付自転車用原動機を型式認定した。

昭和二十七年三月二十七日

運輸大臣 村上 義一

型式認定番号	原動機の名称及び型式	原動機の種別	原動機の気筒数又は定格出力
五型	扶桑M—二型	直流直捲電動機	〇・七キロワット
六型	オリオンA型	二サイクル内燃機関	五八・二立方センチメートル
七型	トヨモータET型	二サイクル内燃機関	五九・四立方センチメートル

◎運輸省告示第八十三号

戦時海運管理令（昭和十七年勅令第二百三十五号）第十四條第二項本文の規定により、次の船舶を昭和二十七年三月三十一日その所有者に返還する。

昭和二十七年三月二十七日

運輸大臣 村上 義一

所有者名	船名	船舶番号
大阪商船株式会社	高砂丸	四三一八二
興国汽船株式会社	輝山丸	五〇、八六三

◎電気通信省告示第八十一号

昭和二十四年八月電気通信省告示第三十一号（地方電気通信部及び地方電気通信管理所の位置、名称及び管轄区域に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年二月十二日から適用する。

昭和二十七年三月二十七日

電気通信大臣 佐藤 栄作

別表第一九州電気通信局管内の部種子島電気通信管理所の項管轄区域の欄中「大島郡」を削り、同鹿児島電気通信管理所の項管轄区域の欄中「川辺郡」の下に「大島郡」を加える。

◎電気通信省告示第八十二号

昭和二十六年七月二十日から、次の電報取扱所を改称した。

昭和二十七年三月二十七日

電気通信大臣 佐藤 栄作

現名称	改称
城岡電報取扱所	北長岡電報取扱所

◎電気通信省告示第八十三号

次の郵便局は、下記の日から電話交換業務を開始した。

昭和二十七年三月二十七日

電気通信大臣 佐藤 栄作

名称	位置	開始年月日
飯貝郵便局	栃木県芳賀郡大内村	昭和二七、三、八
梅沢郵便局	青森県北津軽郡梅沢村	二七、三、七

◎電気通信省告示第八十四号

昭和二十七年三月十一日限り、次の郵便局の電話交換業務を廃止した。但し、その業務は下記の地方電気通信取扱局が承継した。

昭和二十七年三月二十七日

電気通信大臣 佐藤 栄作

名称	位置	承継局
沼津志下郵便局	沼津市	沼津電話局

◎電気通信省告示第八十五号

次の郵便局は、下記の日から電話通話事務を開始した。

昭和二十七年三月二十七日

電気通信大臣 佐藤 栄作

名称	位置	開始年月日
武茂郵便局	栃木県那須郡武茂村	昭和二七、三、一〇
田郷振興郵便局	北海道勇払郡穂別村	二七、二、六
上多度志郵便局	北海道雨龍郡多度志村	二七、二、六

◎電気通信省告示第八十六号

電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）第五條第二十一号の規定に基き、昭和二十七年三月二十七日から、次の直通無線電話連絡を設定する。

昭和二十七年三月二十七日

電気通信大臣 佐藤 栄作

一 通信路の区間

東京国際電話局とベルンにおける電話局

二 取扱種別 国際電話通話

◎電気通信省告示第八十七号

電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）第二十七條第四項の規定に基き、昭和二十七年三月一日から、次の地方電気通信取扱局を設置した。

昭和二十七年三月二十七日

電気通信大臣 佐藤 栄作

名称	位置	管理所
地方電気通信取扱局	酒田市	仙台通信部
地方電気通信取扱局	無線中継所	宮城通信局

◎電気通信省告示第八十八号

昭和二十七年三月十五日から、次の地方電気通信取扱局を改称した。

昭和二十七年三月二十七日

電気通信大臣 佐藤 栄作

現名称	改称
佐那具電話中継所	上野電話中継所

◎大蔵省訓令第三号

大蔵省所管歳入徴収官

昭和二十六年度大蔵省所管一般会計歳入科目表に次のとおり追加する。

昭和二十七年三月二十七日

大蔵大臣 池田 勇人

昭和二十六年度大蔵省主管一般会計歳入科目表

（末尾に△印を追加）

部	款	項	目
雑収入	雑収入	納付金	△保険会社承継保険業務利益納付金

国会事項

○衆議院

◎要求書受領 三月二十二日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

行政協定の国会承認に関する決議案（三木武夫外百二十二名）

◎法律公布奏上及通知 三月二十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律

農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律

日本専売公社法の一部を改正する法律

私立学校振興会法

◎承認を求めるの件送付及通知 三月二十五日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

◎政府委員承認 三月二十五日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

経済安定本部 産業局次長 岩武 照彦

◎議案提出 三月二十五日議員から提出した議案は次の通りである。

電源開発促進法案（水田三喜男外四十九名提出）

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法案

◉**議案送付** 三月二十五日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

漁船損害補償法案

漁船損害補償法施行法案

物品税法の一部を改正する法律案

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案

資金運用部預託金利率の特例に関する法律案

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律案

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案

◉**回付議案受領** 三月二十五日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

◉**議案通知書受領** 三月二十五日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

私立学校振興会法案

又同日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

◉**緊急質問提出** 三月二十五日提出した緊急質問は次の通りである。

リツジウエイ大将の言明と安全保障費に対する緊急質問(西村栄一提出)

◉**答弁書受領** 三月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員竹尾弋提出小貝川合流点附替えに関する質問に対する答弁書

衆議院議員井上良二提出配給辞退の米麦の取扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡田春夫提出一般乗用旅客自動車運送事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員並木芳雄提出進学適性検査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員床次徳二提出水あめ製造業に対する物品税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員床次徳二提出沖縄及び奄美大島航路に関する質問に対する答弁書

◉**議事日程** 三月二十六日の議事日程は次の通り。

議事日程 第二十三号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)

午後一時開議

第一 行政協定の国会承認に関する決議案(三木武夫外百二十二名提出)

(委員会審査省略要求事件)

第二 日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三 在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案(第十二回国会内閣提出)

○**参議院**

◉**議案提出** 三月二十四日内閣から左の議案を提出した。

昭和二十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和二十五年度政府関係機関収入支出決算

又同日議員から左の議案を提出した。

優生保護法の一部を改正する法律案(谷口弥三郎外九名発議)

◉**議案受領(予備審査)** 三月二十四日内閣から左の議案が送付された。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法等の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

又同日衆議院から左の議案が送付された。

漁船損害補償法案(松田鉄蔵外十三名提出)

猟船損害補償法施行法案(松田鉄蔵外十三名提出)

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案(小淵光平外二十二名提出)

森林法等の一部を改正する法律案(平野三郎外二十三名提出)

住民登録法施行法案(鍛冶良作外三名提出)

◉**議案付託** 三月二十四日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

昭和二十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和二十五年度政府関係機関収入支出決算

決算委員会に付託

又同日議長は、左の議員提出案を委員会に付託した。

優生保護法の一部を改正する法律案(谷口弥三郎外九名発議)(参第一号)

厚生委員会に付託

◉**議案付託(予備審査)** 三月二十四日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案(閣法第九八号)

建設委員会に付託

農林省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第九九号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇二号)

総理府設置法等の一部を改正する法律案(閣法第一〇三号)

内閣委員会に付託

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第一〇一号)

通商産業委員会に付託

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第一〇四号)

当せん金附証票法の一部を改正する法律案(閣法第一〇五号)

大蔵委員会に付託

又同日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。

漁船損害補償法案(松田鉄蔵外十三名提出)(衆第一一号)

猟船損害補償法施行法案(松田鉄蔵外十三名提出)(衆第一二号)

水産委員会に付託

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案(小淵光平外二十二名提出)(衆第一〇号)

森林法等の一部を改正する法律案(平野三郎外二十三名提出)(衆第一五号)

農林委員会に付託

住民登録法施行法案(鍛冶良作外三名提出)(衆第六号)

法務委員会に付託

◉**請願書及び陳情書送付** 三月二十五日議院において採択することを議決した岩手県雫石川沿岸の土地改良事業国営に関する請願外二七二件の請願および積雪寒冷単作地帯の土地改良事業面積制限廃止に関する陳情外二十四件の陳情は各意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

叙任及び辞令

○大蔵省

大蔵事務官 伊東 忠全

財務官室勤務を命ずる(三月十六日)

大蔵技官 柴崎 芳博

横浜税関鑑査部長を命ずる

大蔵事務官 松尾 信人

名古屋税関業務部長を命ずる

大蔵技官 松本 益雄

願に依り本官を免ずる(以上三月二十日)

○労働省

◉昭和二十七年三月十六日

労働事務官 戸島 寅雄

地方事務官に任命する

地方事務官 藤本 真

労働事務官に任命する

労働事務官 草刈義一郎

療養を命ずる

片岡 馨

失業保険審査会委員を委嘱する(以上二月一日)

労働事務官 才本庄左ェ門

九級二号俸を給する

願に依り本官を免ずる(二月二十九日)

長谷川良雄

休職を命ずる(三月一日)

地方事務官 戸島 寅雄

同

十級二号俸を給する

新潟県労働部職業安定課長を命ずる

中央職業安定監察官を免ずる

労働事務官 藤本 真

十級八号俸を給する

職業安定局庶務課勤務を命ずる

中央職業安定監察官を命ずる(以上三月十六日)

○経済安定本部

◉昭和二十七年三月二十日

経済調査官 岩崎丙午郎

経済安定事務官に任命する

経済安定事務官 谷口寿太郎

経済調査官に任命する

経済安定事務官 鈴木信太郎

福岡地方経済調査局長事務取扱を命ずる

経済調査官 佐山 武夫

願に依り本官を免ずる(以上三月十日)

東京管区経済局監査部監査第二課長を命ずる

佐藤 五樹

同

東京管区経済局監査部監査第二課長を命ずる

植田 一夫

同

高松管区経済局監査部監査第二課長を命ずる

長尾 秀夫

同

高松管区経済局査察部査察第一課長を命ずる

遠藤 竹頼

同

高松管区経済局査察部査察第二課長を命ずる

横山 幸生

経済安定事務官

札幌管区経済局監査部長事務取扱を命ずる

同

札幌管区経済局調整部調整第二課長事務取扱を命ずる

原 勝亮

同

大阪管区経済局監査部監査第一課長事務取扱を命ずる

岡松進次郎

同

高松管区経済局査察部査察第三課長事務取扱を命ずる

鈴木 武男

同

高松管区経済局査察部査察第二課長事務取扱を免ずる

丹羽 義人

名古屋管区経済局監査部監査第一課長心得を命ずる

経済安定事務官 原田 正

東京管区経済局監査部監査第二課長事務取扱を免ずる

経済調査官 斎藤 金彌

名古屋管区経済局監査部監査第一課長事務取扱を免ずる

同 川野辺 薫

茨城地方経済調査局長を命ずる

同 松浦 義治

山梨地方経済調査局長を命ずる(人事院規則八―一一による任用)

小島利太郎

岐阜地方経済調査局長を命ずる(人事院規則八―一一による任用)

経済安定事務官 河村 祐夫

同 武田 五郎

経済安定技官 川口 隆

(各通)

経済調査官 大村 舜

同 内田 実

同 横山 篤文

願に依り本官を免ずる(以上三月十五日)

経済安定事務官 岩崎丙午郎

広島管区経済局総務課長を命ずる

経済調査官 谷口寿太郎

経済調査官を命ずる(人事院規則八―一一による任用)

高松管区経済局査察部長を命ずる(人事院規則八―一一による任用)

経済安定事務官 稲垣 玄喜

名古屋管区経済局物価部物価第二課長事務取扱を命ずる

経済調査官 犬丸 実

法務府へ出向を命ずる

経済安定事務官 大津 民蔵

同

高松管区経済局査察部長事務取扱を免ずる

鈴木 武男

同

願に依り本官を免ずる(以上三月二十日)

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉**日本国有鉄道公示第99号**

運輸運輸規則(昭和25年5月日本国有鉄道公示第109号)の一部を次のように改正し、昭和27年4月1日から施行する。

昭和27年3月27日

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

(内線省略。但し、昭和27年3月27日鉄道公報参照)

法務府公告

○押収物還付公告

盛岡区検察庁

左記食糧管理法違反事件押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

押収番号	換価金	被告人氏名
昭和二十六年		
一七七	二六〇・〇〇	大川 某
一八三	六七四・〇〇	中村 竹夫
一八六	一三三・〇〇	永田 米治
一八六	一四一・〇〇	同 明
七六	三六九・〇〇	同
一九四	一〇二・〇〇	菊池 衛
一九五	一二八・〇〇	同 明
一一〇	八一九・〇〇	不
一一一	九〇九・〇〇	同
一一二	八九七・〇〇	立花 トモ
一一四	二五八・〇〇	兎沢三次郎
一二五	四八七・〇〇	工藤 幸光
一二六	五七二・〇〇	吉田海産物店
一二七	一四七・〇〇	林 正一
一二八	一六七〇・〇〇	同
一二九	一〇・〇〇	沢田 和子
一二六	一六七〇・〇〇	高田 二郎
一二七	七七〇・〇〇	浜屋商店
一二九	四三九・〇〇	阿部五郎
一四〇	四七五・〇〇	内山商店
一四四	六五三・〇〇	塩谷商店
一四五	一八三九・〇〇	高田 二郎
一四六	一六五六七・〇〇	米村 きみ
一四九	三五五二五・〇〇	桂畑 留吉
一五〇	一六二〇・〇〇	不明
一五一	二六〇・〇〇	坂井 サツ
一五二	四八五三・〇〇	小笠原セイ
一六八	二八七・〇〇	星野乾物店
一七九	三五三四三・〇〇	佐々木佐太郎
一一四	三〇〇二五・〇〇	山口四三二
一一五	二二四九九・〇〇	不明
一一一	七九四八〇・〇〇	同
一一五	一九九五・〇〇	佐藤 とも
一一八	八八五・〇〇	木村商店
一一八	一九九五・〇〇	四谷 みつ
一一八	八八五・〇〇	不明(い)
一一八	八八五・〇〇	不明(ろ)
一一八	八〇三・〇〇	不明(は)
一一八	四四四・〇〇	不明(に)
一一八	八〇八・〇〇	不明(ほ)
一一八	一二九九・〇〇	不明(へ)
一一九	九九二・〇〇	不明(と)
一一九	九二五・〇〇	不明(ち)
一一九	七五〇・〇〇	不明(り)
一一九	八六五・〇〇	不明(ぬ)
一一九	一二一・〇〇	不明(る)
一一九	四〇四・〇〇	不明(お)
一一九	三四六・〇〇	不明(わ)
一一九	八〇八・〇〇	不明(か)
一一九	八〇八・〇〇	不明(よ)
一一九	一八一五・〇〇	不明(一)
一一九	八〇八・〇〇	不明(二)
一一九	八〇八・〇〇	不明(三)
一一九	四〇一・〇〇	不明
一二三	七六四・三七	石原 和子
一二八	五二八・二二	佐藤 秀雄
一二八	一〇八・一八四	佐藤 シゲ
一二九	七〇八・〇〇	山下 春子
一二九	二四、五二八・〇〇	不明
一二九	七五四・〇〇	同
一二九	六九七・〇〇	同
一二九	四四一・〇〇	同
一二九	五五四・〇〇	同
一二九	五三三・〇〇	同
一二六	二六七・〇〇	同
一二六	二六七・〇〇	同
一二六	二六七

記

在外会社名

地域
(羅北)
国際合資会社
(羅中)
株式会社 新羅電機工業
中華鋼鉄株式会社
(朝鮮)
朝鮮アルミニウム工業株式会社
株式会社 帝鐵洋行

裁判所公告 (●印は訂正)

○禁治産宣告

●昭和二十六年(家)第二五〇八号
本籍名古屋市熱田区金山町一丁目五番地、居所岡崎市戸崎町字牛転二番地三河病院内
事件本人 安井 重治
明治三十六年一月十日生
名古屋市熱田区金山町一丁目五番地安井美代子の申立により右事件本人を心神喪失者と認め昭和二十七年一月一十九日禁治産の宣告を為した。
昭和二十七年三月十五日
名古屋家庭裁判所 岡崎支部
家事審判官事 中島大智

○準禁治産者保佐人選任

●本籍三重県志摩郡鳥羽町大字鳥羽四百七十六番屋敷、住所東京都港区麻布我善坊町五十番地
事件本人 御木本隆三
右事件本人に対し、当庁昭和二十七年(家)第一九七号準禁治産宣告事件により、二月十九日なしたる審判は三月四日を以て確定した。同日法定保佐人御木本レン辞任の審判確定につき準禁治産者御木本隆三の保佐人として、東京都杉並区阿佐谷六丁目一番地弁護士上田操を選任した。
昭和二十七年三月十八日
東京家庭裁判所

○公示催告

●昭和二十七年(ハ)第七六号
大阪市北区堂島浜通一丁目十五番地
申立人 日生下産業株式会社
右代表取締役 金川 義之
右代理人 森田謙三郎
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月二十七日午前十時迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年二月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康

(別紙)
苫小牧製紙株式会社発行株式(イ)百株券
一枚(ロ)五十株券一枚(ハ)十株券五枚
記号番号 (イ)乙に第一八三八七五号(ロ)は第四五四一〇号(ハ)ろ第三四二七五号、第一六一九八号、第一六一九九号、第三三四二七三号、第三四二七四号
額面金額 (イ)金五千円(ロ)二千五百円
(ハ)金五百円 全額
払込金額 (イ)昭和二十六年十二月一日(ロ)同二十四年十月一日
発行年月日
最終株主名義人 (イ)片岡久吉(ロ)(ハ)中沢茂雄
最終所持人 山口健蔵

○失踪宣告取消

●昭和二十五年(家)第三二一号
本籍和歌山市今福五十番地、住所伊丹市天津東ノロ伊丹寮四十二号
申立人 宮井平次郎
明治二十一年七月二十一日生
右申立人に対して和歌山区裁判所が昭和十九年十一月二十五日に為した失踪宣告はこれを取消す。
昭和二十七年三月十七日
神戸家庭裁判所伊丹支部
家事審判官 宮原増次

○除権判決

●昭和二十六年(ハ)第二〇六号
大阪府豊能郡豊垣村大字倉垣四十二番地
申立人 畑 操
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年二月二十一日右証券の無効を宣言した。
昭和二十七年二月二十一日
大阪簡易裁判所
(別紙)
大阪商船株式会社百株券一枚
額面 金五千円
株券記号番号 乾二一一
最終株主名 松山美子
一株の金額 五十円
株券発行者 大阪商船株式会社

●昭和二十六年(ハ)第二〇八号
大阪市東区北浜一丁目二十三番地
申立人 大井証券株式会社
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年二月二十一日右証券の無効を宣言した。
昭和二十七年二月二十一日
大阪簡易裁判所
(別紙)
大阪商船株式会社株式三百株
額面 金一万五千円合計四枚
内訳 金一万円百株券二枚
株券記号番号 2C二三二九三、2C二三二九四
額面 金五千円五十株券二枚
株券記号番号 2B六二一五、2B六二一六
一株の金額 金五十円
最終株主名 川風重七
株券発行者 大阪商船株式会社

●昭和二十六年(ハ)第二〇九号
大阪市浪速区芦原町一二〇〇番地
申立人 松下 竹二
同所 松下喜美子
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年二月二十一日右証券の無効を宣言した。
昭和二十七年二月二十一日
大阪簡易裁判所
(別紙)
日新化学工業株式会社発行株式二百株
種類枚数 百株券二枚
記号番号 六新ろ、二六九三五、二六九三六
(2)松下喜美子名義分
一種類 十株券五枚
額面金額 金二千五百円
一株の払込金額 金五千円
記号番号 新丙第二一〇〇号、第二〇一号、二新丙第三九六三号、第三九六四号、二新丙第五一九二号
発行者 千日土地株式会社
最終株主及最終所持人 松下喜美子

●昭和二十六年(ハ)第二一〇号
芦屋市三條町二三七
申立人 武田 作楽
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年二月二十一日右証券の無効を宣言した。
昭和二十七年二月二十一日
大阪簡易裁判所
(別紙)
日新化学工業株式会社発行株式二百株
種類枚数 百株券二枚
記号番号 六新ろ、二六九三五、二六九三六
(別紙)
特別預金支払保証小切手
番号 No. 2743
金額 三万六千円也
振出日 昭和二十六年四月四日
支払場所 株式会社東京銀行京都支店
振出人 Yang Chin Ping (楊進平)
受取人 Yueh Chin Huang (黄越之)
京都市左京区吉田本町十三番地
一種類 特別預金支払保証小切手
番号 No. 2744
金額 三万六千円也
振出日 昭和二十六年四月四日
支払場所 株式会社東京銀行京都支店
振出人 Yang Chin Ping (楊進平)
受取人 Hsueh Chang Huang (黄学成)京都市左京区吉田本町十三番地

地方公共団体公告

沼津市公債償還公告
当市公債本期償還に当り抽籤執行の結果左記の通り当籤したので証書及利札引換えに元利金の支払を致します。
昭和二十七年三月
沼津市長 塩谷六太郎
一、当籤証券記号番号
沼津市財政整理公債
一千円券 C 18 19 48 51
五千円券 C 5
沼津市第二回旧債整理公債
一千円券 C 21 40 49
五千円券 C 61 63 66 108 138
一、償還期日 昭和三十七年三月末日
一、支払場所 沼津市金庫及野村証券株式会社大和証券株式会社各本支店

会社その他の公告

組織変更公告
当会社は昭和二十七年三月十二日の臨時社員総会において株式会社に組織を変更することに決議を致しましたから異議ある方は本公告掲載の日より二箇月内に御申出下さい。
昭和二十七年三月二十七日
東京都豊島区池袋二丁目九二六番地 東京転写紙有限会社

株券額面 金一万円
一株の金額 金五十円
発行年月日 昭和二十四年八月一日
最終名義人 大原康正
最終所持人 武田作楽

●昭和二十六年(ハ)第二二二号
大阪市西区江戸堀北通一丁目一八番地、小谷別館十一号室第一石炭株式会社大阪出張所
申立人 間瀬好治郎
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年二月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十七年二月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙) 目録
住友電気工業株式会社株式一百株券一枚
但し 株券額面 金五千円也
払込金 一株に付金五十円也
記号及番号 い乙第七〇一号
発行者 住友電気工業株式会社
発行年月日 昭和二十五年四月五日
最終株主 尾方敞
最終所持人 間瀬好治郎

●昭和二十六年(ハ)第二二五号
大阪市此花区桜島栄町一丁目一番地
申立人 高畑 岸三
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年二月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十七年二月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙) 目録
桜島埠頭株式会社株式十株券十二通
株券額面 金二千五百円
一株に付払込額 金五十円
株式記号番号 は第六二三、は第六二四、は自第六九六至第六九九、甲第九三五、甲第九三六、甲自第一〇二九至第一〇三二
発行者 桜島埠頭株式会社取締役社長高山潤三郎
最終株主 高畑岸三
桜島埠頭株式会社株式一百株券十二通
株券額面 金五千円
一株に付払込額 金五千円
記号番号 い乙第七〇一号
発行者 住友電気工業株式会社
発行年月日 昭和二十五年四月五日
最終株主 尾方敞
最終所持人 間瀬好治郎

●昭和二十六年(ハ)第二二六号
東京都千代田区丸ノ内三丁目一番地
申立人 日本勧業証券株式会社
右取締役社長 蠣崎 俊広
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年二月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十七年二月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙) 目録
一種類 日立造船株式会社株式一百株券
数量 一百株券一枚
額面金額 金五千円
一株の払込金額 金五千円
記号番号 ほ丁第四九九四二号
発行者 日立造船株式会社
最終株主及最終所持人 東京都千代田区九ノ内三丁目一番地、日本勧業証券株式会社取締役社長蠣崎俊広

●昭和二十六年(ハ)第二二八号
姫路市岡町四一
申立人 長浜 幸
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年二月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十七年二月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙) 目録
一種類 日立造船株式会社株式二百五十株
数量 一百株券二枚五十株券一枚
額面金額 金一万二千五百円
一株の払込金額 金五十円
記号番号 ほ丁第二二〇八号、ほ丁第二二〇九号、ほ丁第二二〇号、ほ丙第三四九四号
発行者 日立造船株式会社
最終株主及び最終所持人 長浜幸

●昭和二十六年(ハ)第二二二号
堺市浜寺諏訪森町中三丁二六七
申立人 砂本 靖二
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年二月二十五日右証券の無効を宣言した。
昭和二十七年二月二十五日
大阪簡易裁判所
(別紙) 目録
新化学工業株式会社発行株式一百株券五枚
記号番号 統3一一八六五四、一八三七二四、五四八三二、五四八四〇、6新3三八七一五
株券額面 二万五千円也
一株の金額 金五十円也
発行年月日 統昭和二十五年五月一日、六新昭和二十四年八月一日
最終名義人及最終所持人 砂本靖二

●昭和二十六年(ハ)第二二七号
広島県安佐郡八木村
申立人 大和 忠男
一、証券の表示
右証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年一月三十日午前十時の期日迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月二十一日
大阪地方裁判所
(別紙) 目録書
発動機製造株式会社株式五十株券四枚
払込金 一株に付金五十円
額面 二千五百円
記号番号 (イ)新丙第八七九号(ロ)新丙第五〇七号、四新丙第一一九号
発行者 発動機製造株式会社取締役社長柴田貞一
最終株主 (イ)梅田文子(ロ)前田惣

●昭和二十六年(ハ)第二二三号
兵庫県相生市郡波一五三九番地
申立人 吉田 清盛
別紙目録表示の株券に付申立人の申立により公示催告を為した処昭和二十七年二月二十日午前十時迄に権利の届出を為し又株券を提出する者がなかつたから申立人の申立に依り昭和二十七年二月二十日右株券の無効を宣言した。
昭和二十七年二月二十日
相生簡易裁判所
裁判官 松岡亀次
(別紙) 目録
株式会社播磨造船所株式一千六百株
(百株券十三枚、十株券三十枚)計四十三枚
百株券
記号番号 (イ)甲は九〇六号(ロ)甲は六一一号(ハ)乙は七四〇七号、丙は二二一一二号(ニ)丙は二五四〇五号(ホ)丙は二五二二一一号(ヘ)丙は一〇〇〇七号(ト)丙は一五九七五号(チ)丙は自一八二二号至一八二六号
十株券
記号番号 (リ)乙い自七八一八号至七八三七号、乙い自七八四八号至七八五七号
額面金額 総額金八万円也
払込金額(一株) 金五十円也
発行年月日 甲券昭和二十四年四月二十六日、乙券昭和二十四年七月九日、丙券昭和二十五年一月二十日
最終名義人 (イ)日本生命保険相互会社取締役社長玉塚栄次郎(ロ)新川幸登(ハ)大阪商事株式会社取締役社長溝口庄太郎(ホ)吉岡勇四郎(ヘ)阿部鎌一(ト)山口嘉章(チ)石野証券株式会社取締役社長石野貞雄(リ)青木直秀

●昭和二十六年(ハ)第二一一号
京都市上京区小山上総町十三番地
申立人 楊 進平
別紙目録表示の小切手に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年二月二十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右小切手を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記小切手の無効を宣言する。
昭和二十七年二月二十五日
京都簡易裁判所
裁判官 西村悦蔵

第7564号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外　三月二十五日付第二十三号八頁●同日付参会第二十四号（その一）一六頁
●同二十七日付物価第九号四頁

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十七年二月九日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年三月二十七日
東京都豊島区西巣鴨四丁目二五七番地
需条自動車工業株式会社
清算人　北村　彰

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十七年三月十五日臨時株主総会の決議に依り解散致しましたから債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十七年三月二十四日
長野市東町二〇一番地
信濃畜産振興株式会社
清算人　神田　男也

解散公告（第一回）
当組合は昭和二十七年三月十五日組合総会の決議に依り解散しましたから債権に対し本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し期間内に御申出のない時は除斥します。
昭和二十七年二月十四日
長野市間御所町一二七一番地
長野県削節魚粉協同組合
清算人　神田　男也

解散並債権申出公告（第二回）
当社は昭和十一年六月七日総社員の同意に基き解散致しましたから本公告掲載の日より二箇月以内に債権の申出をして下さい。右期間内に申出なき時は清算から除外致します。
昭和二十七年三月二十五日
樺戸郡月形村札比内
合名会社札比内運送社
清算人　伊藤房次郎

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十七年一月二十日の臨時株主総会の決議により解散したので当社に対し債権を有する方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。若し右期間内に申出かない時は清算から除斥せられます。
昭和二十七年二月二十五日
下関市大字大和町四番地
三水漁業株式会社
清算人　浅原　茂

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十七年二月十六日開催の株主総会の決議により解散しましたから当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ない時は清算より除外致します。
昭和二十七年三月二十七日
東京都墨田区江東橋二丁目十二番地
地球編物株式会社
代表清算人　播摩　英雄

資本減少公告
昭和二十七年二月一日株主総会に於て資本の額金三百万円を金百万円に又発行済株式の総数六万株を二万株に減少する事を決議しその方法として各株主の額面株式四万株額面一株の金額金五十円を無償消却することを決議しました。この資本減少に異議ある債権者は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年二月五日
兵庫県多可郡西脇町大垣内三五六番地
稲垣繊布株式会社

合併公告
昭和二十七年三月十二日開催の株主総会で左記両会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議致しましたからこの合併に異議ある方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年三月十九日
東京都中央区日本橋大伝馬町一丁目二番地四
甲　**株式会社小峰洋紙店**
東京都中央区日本橋大伝馬町一丁目二番地四
乙　**小峰商事株式会社**

第六回決算公告
昭和二十六年十二月三十一日現在
貸借対照表

資産の部

現金勘定	一四九、六三五・三六
銀行勘定	二三、七七一、二四八・二六
仮払金	五〇九、九四九・〇〇
建物勘定	二、〇二二、六五九・〇〇
車輌運搬具	一、四八九、五二四・〇〇
器具備品	二七六、五九九・〇〇
土地勘定	三二、九八二・〇〇
権利金	六七〇、七八六・〇〇
前期繰越金	一、三八三、三〇四・六一
合計	二三〇、一六五、七八二・三四
納税引当金	四〇〇、〇〇〇・〇〇
社内未達勘定	八〇七、八七三・二三
資本金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	八〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金	二、五三四、四三四・二三
合計	二三〇、一六五、七八二・三四

昭和二十七年二月十五日
共成商事株式会社

月刊　B5判
法令全書
印刷庁編集発行
主要内容
政令　繭糸価格安定法施行令　モノフルオール酢酸ナトリウム取扱基準令　計量器検定令　計量取締令　計量器使用公差令　計量法関係手数料令
條約　国際連合食糧農業機関憲章
省令　未復員者給与法災害給与施行規則　繭糸価格安定法施行規則　計量器関係事業規則　計量証明事業規則　計量器製造事業許可基準規則　計量器修理事業許可基準規則　計量関係取締規則　計量器安全確保規則　計量法施行法施行規則　運輸審議会一般規則
昭和27年2月号　定価500円　送料65円
申込所　全国各地の官報販売所・主要書店　印刷庁内直売代理部牛込局区内（振）東京22013

旬刊
時の法令
解説
臨時増刊（第54号）目下発売中!!
日米行政協定の解説
二つの世界の対立は、世界に集団安全保障という新しい概念をもたらした。日米行政協定もまたこゝに母体をもつ。協定の内容と問題の所在を詳細に解説した万人待望篇
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定全文
ラスク・岡崎交換公文
英文日米行政協定・交換公文
外交上の取極めが一国の運命にこれほど大きい影響を持つたことはない。この冷厳なる事実を直視せよ！法制意見局責任解説！
毎月三回・三の日発行
印刷庁発行
A5判64頁　定価30円　送料4円
継続購読料
三ヶ月概算送料共　310円
六ヶ月同　620円
一ヶ年同　1,240円
申込所　全国各地の官報販売所・主要書店・駅売店　印刷庁内直売代理部　東京牛込局区内（振）東京22013

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁
電話九段（33）三二一一～五九
振替東京一九〇〇〇　官報課

無尽掛金　三二五、〇〇〇・〇〇
受取手形　六七、八七七、五二一・八六
売掛金　二〇、五六八、三二六・三六
有価証券　七一〇、〇〇〇・〇〇
在庫商品　六、五一八、六〇〇・〇七
加工材　二、一四六、四二九・〇〇
前渡金　一、七二三、二一七・八二

負債の部
割引手形　一九、一八九、九八一・三〇
支払手形　五九、七〇六、九六八・五九
買掛金　二四、七六四、二四四・六五
借入金　二、三三五、〇〇〇・〇〇
未払金　五三一、一九三・〇〇
前受金　二、二二六、四七〇・七〇
仮受金　一、八六九、六一六・六五

昭27. 3.27.

官報

号外（物価第九号）

昭和二十七年三月二十七日

電気通信大臣　佐藤　栄作

物価庁長官　周東　英雄

告示

◉電気通信省物価庁告示第八号

国際電話通話料金表（昭和二十五年四月電気通信省、物価庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

ASIA（アジア地方）の部中「Indonesia（インドネシア国）の項中「Bandung, Djakarta & Djokdjakarta（バンドン、ジャカルタ及びジョクジャカルタ）」を「Bandung & Djakarta（バンドン及びジャカルタ）」に改める。

EUROPE（ヨーロッパ地方）の部中Switzerland（スイス国）の項を次のように改める。

Switzerland（スイス国）		
東京ベルン間無線を経由するもの	4,320.00	1,440.00
東京オーグスブルク間無線又は大阪オーグスブルク間無線を経由するもの	5,400.00	1,800.00

432.00
270.00

法務府公告

○押収物還付公告

福井地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年領第二四一二号（川端フジ子食糧管理法違反被疑事件）

一、米　換価金　五百二十八円二十銭

○同領第六四号（佐藤茂夫外二名窃盗、賍物寄蔵被疑事件）

一、ねじ廻し　一
二、布呂敷　二
三、リュックサック　一
四、小型懐中電気　一
五、風呂敷　一

○同領第一二三四号（五十嵐神雄外一名食糧管理法違反被疑事件）

一、米　換価金　八千百七十五円
二、人絹袋　一
三、白色風呂敷　二
四、古カーテン　四

○同領第一三三三号（被疑者不詳外二名同）

一、米　換価金　二千七百二十五円
三、トランク　一
三、袋　五
四、風呂敷　四
五、ボストンバック　一
六、米　換価金　二千二十九円
七、風呂敷　二
八、袋　二
九、罐　一
十、米　換価金　一千六百二十三円
十一、黒色風呂敷　一
十二、風呂敷　一
十三、手提籠　一
十四、豆　換価金　百円

○昭和二十六年領第六二一号（服部義信軽犯罪法違反被疑事件）

一、ペンチ　一

○同領第六二〇号（上橋利夫外一名食糧管理法違反被疑事件）

一、米　換価金　二千八百二十六円
二、同　一千三百六十五円

○同領第一三二七号（南部豊窃盗被疑事件）

一、雨合羽　一

○昭和二十四年領第四四号（田島敦賍物故買被疑事件）

一、竹行李　一
二、風呂敷　一

○昭和二十六年領第一三五六号（被疑者不詳外一名食糧管理法違反被疑事件）

一、米　換価金　九百五十七円
二、同　七百五十四円
三、風呂敷　二

○同領第一三六二号（被疑者不詳同）

一、米　換価金　二千百五十九円
二、ボストンバック　二
三、風呂敷　二
四、袋　一

○同領第一三七一号（被疑者不詳外三名同）

一、米　換価金　九百五十九円
二、同　一千五十五円
三、白ズック手提袋　一
四、風呂敷　一
五、南京袋　二
六、風呂敷　二
七、布袋　一

○昭和二十五年領第一〇九八号（崔甲云傷害被疑事件）

一、出刀庖丁　一

○昭和二十六年領第七四号（岩木健一こと李圭一窃盗等被疑事件）

一、茶色中折帽子　一
二、コゲ茶色中折帽子　一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十七年押第三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）

一、米　換価金　二百五十円
二、布袋　一

○同押第四号（同）

一、米　換価金　四百七十五円
二、布袋　一
三、風呂敷　一

○同押第五号（同）

一、米　換価金　四百九十三円
二、布袋　二

○同押第六号（同）

一、米　換価金　四百八円
二、布袋　一
三、風呂敷　一

○同押第七号（同）

一、米　換価金　四百円
二、布袋　一

○同押第八号（同）

一、米　換価金　三百七十五円
二、布袋　一

○同押第九号（同）

一、米　換価金　三百円
二、風呂敷　二

○同領第五〇四号（北藤平詐欺被疑事件）

一、約束手形　一
二、印鑑証明　一
三、委任状　一

○同領第八七一号（杉田好夫住居侵入被疑事件）

一、赤皮靴及白ズック　各片足づつ
二、下駄　一
三、赤皮靴及白ズック　各片足

○同領第一三一一号（三輪なか食糧管理法違反被疑事件）

一、米　換価金　八百四十一円

○同領第一三七六号（被疑者不詳同）

一、同　六百二十四円

○同領第一三六五号（被疑者不詳外六名同）

一、同　一千二百七十六円
二、白木綿風呂敷　一
三、米　換価金　二千百四十五円
四、黒色木綿風呂敷　一
五、袋　三
六、米　換価金　二千六百九円
七、同　二千二百三円
八、黒人絹風呂敷　一
九、袋　二
十、米　換価金　一千百六十円
十一、風呂敷　一
十二、南京袋　一
十三、米　換価金　八百七十円
十四、桃色風呂敷　一
十五、袋　一
十六、紫色風呂敷　一
十七、米　換価金　一千七百三十九円
十八、風呂敷　三

○同領第一三五八号（被疑者不詳同）

一、米　換価金　五百五十一円

○同領第一四五三号（山田某同）

一、同　九百二十八円

○同領第一四六一号（被疑者不詳同）

一、同　一千三百五十一円

○同領第一四五九号（佐谷こと佐藤貴代志同）

一、同　一千三百九十一円

○同領第一四四四号（被疑者不詳外五名同）

一、同　一千六百二十三円
二、同　二千四百三十五円
三、米　換価金　一千六百二十三円
四、米　換価金　一千六百二十三円
五、茶色風呂敷　一
六、米　換価金　一千六百二十三円
七、古かや　一
八、米　換価金　一千四十四円
九、風呂敷　一
十、米　換価金　一千二百十八円
十一、風呂敷　一

○同領第一一七一号（被疑者不詳外三名同）

一、米　換価金　九百五十九円
二、同　一千五十五円
三、白ズック手提袋　一
四、風呂敷　一
五、南京袋　二
六、風呂敷　二
七、布袋　一

○昭和二十五年領第一〇九八号（崔甲云傷害被疑事件）

一、出刀庖丁　一

○昭和二十六年領第七四号（岩木健一こと李圭一窃盗等被疑事件）

一、茶色中折帽子　一
二、コゲ茶色中折帽子　一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十七年押第三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）

一、米　換価金　二百五十円
二、布袋　一

○同押第四号（同）

一、米　換価金　四百七十五円
二、布袋　一
三、風呂敷　一

○同押第五号（同）

一、米　換価金　四百九十三円
二、布袋　二

○同押第六号（同）

一、米　換価金　四百八円
二、布袋　一
三、風呂敷　一

○同押第七号（同）

一、米　換価金　四百円
二、布袋　一

○同押第八号（同）

一、米　換価金　三百七十五円
二、布袋　一

○同押第九号（同）

一、米　換価金　三百円
二、風呂敷　二

○昭和二十六年押第六四九号（久野正幸外三名同）

一、鉈　一挺

○同押第八一四号（菊地政男同）

一、黒作業上衣　一着
二、黒ワイシャツ　一着

○同押第八九四号（佐藤一男同）

一、下駄　一足
二、手拭　一本

○同押第九二三号（前畑豊同）

一、薄国防色作業上衣　一枚
二、茶古長ズボン　一本
三、日雇労働被保険者手帳　一冊
四、印鑑（小川刻印のもの）　一個

○同押第九二八号（吹上市次郎同）

一、持出証　一枚
二、鍵　一個

○同押第一一七一号（山田信夫同）

一、ノミ　一挺
二、タオル　一本

○同押第一六一六号（木下清同）

一、風呂敷　一枚

○同押第一六四八号（高田一男外一名賭博事件）

一、花札　四十七枚
二、立会封金　百二十円

○同押第一六二八号（鄭玉先覚せい剤取締法違反事件）

一、ネオアゴチン（一CCアンプル）　百八十一本
四百五十四本
三、同　百三十本
風呂敷　三枚
四、ボール箱　一個
五、木札　一札
六、仕切帳　一冊
七、封筒　三枚

○同押第四五一号（生沼幸平窃盗事件）

一、鉄鋸　一挺
二、リックサック　一個
三、鋸歯　二枚

○同押第八〇八号（鄭聖述窃盗未遂事件）

一、競輪新聞　一枚
二、毎日新聞　一枚

○同押第九九三号（金明玉窃盗事件）

一、地下足袋　一足

○同押第一四三一号（佐藤力八同）

一、鉛管　八〇〇匁

○同押第一五九二号（長田修一同）

一、鉄丸棒　一本

○同押第一六四六号（金井秀夫賭博事件）

一、立会封金　九〇〇円
二、三脚　一揃
三、台　一個

川崎区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年押第一六二一号（上田与太郎窃盗事件）

一、ハンマー　一挺

○昭和二十五年押第一二〇九号（朴勇同）

一、鉈　一挺
二、手提袋　一個

○同押第二一二七号（永島しず子同）

一、ユテックス　一包

毎日文庫　昭27.3.27.

物価号外

昭27. 3.27.

○同押第一六八六号（八木利貞遺失物横領事件）
一、腕時計　一個
○同押第一六八九号（三田茂贓物故買事件）
一、コークス　二屯
○同押第一七三八号（浜田安男埋蔵物横領事件）
一、鉄板　一枚
○同押第一八五七号（石津弘窃盗未遂事件）
一、リソクサック　一個
○同押第一八五八号（鈴木友英窃盗事件）
一、空気銃　一挺
○昭和二十四年押第二二六号（飯野清吉同）
一、リックサック　一個
一、庖丁　一挺
○同押第五二五号（渡辺正直同）
一、ズック製手提鞄　一個
○同押第一四四四号（安藤美枝子食糧管理法違反事件）
一、換価金　二九一円七九銭
○同押第二六一五号（鈴木進同）
一、同押第五五三円六五銭
○同押第三〇三五号（松沢右三窃盗事件）
一、駒下駄　一足
○同押第三九三七号（和泉ユキ食糧管理法違反事件）
一、換価金　三三一円五八銭
○同押第四〇七五号（木村猛窃盗事件）
一、現金　一、五二六円
○同押第四〇九三号（鈴木友春同）
一、ドライバー　一本
二、ライター　一挺
三、ナイフ　一挺
○同押第四一一七号（小泉喜一臨時物資需給調整法違反事件）
一、出納帳　一冊
○同押第四一三三号（宮伴彦窃盗事件）
一、現金　一〇〇円
○同押第四七九一号（山下徳一酒税法違反事件）
一、換価金　八一円七四銭
○昭和二十五年押第二五八号（穐月一夫食糧管理法違反事件）
一、同　七六〇円二〇銭
○同押第一〇四六号（長田久之窃盗事件）
一、現金　六三〇円五〇銭
二、馬券　一枚
三、予想表　一枚

○同押第一四六四号（野村美恵子食糧管理法違反事件）
一、換価金　一六一円八〇銭
○同押第一五五七号（鈴木弘三窃盗事件）
一、孚生帽子　一個
二、サンダル　一足
三、手式　一本
四、男下駄　一足
○同押第一九八二号（村松富德同）
一、金鋸　一挺
○昭和二十六年押第三三七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　二、七〇二円
二、鉄道荷札　一二枚
○同押第三三六号（七八七円）
一、同押第二三三九号（同）
二、三六五円
○同押第一六五三号（同）
一、風呂敷　一枚
二、同　七七九円
○同押第一六六二号（同）
一、換価金　二、九七七円
○同押第一七〇五号（同）
一、風呂敷　三枚
○同押第一七〇七号（同）
一、換価金　二、九七七円
○同押第一七〇九号（同）
一、風呂敷　四枚
○同押第一七〇五号（同）
一、布袋　三枚
○同押第一七〇七号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七〇九号（同）
一、換価金　二、二五七円
○同押第一七一〇号（同）
一、換価金　一、四四二円
○同押第一七一一号（同）
一、換価金　三九八円
○同押第一七一三号（同）
一、布袋　三枚
○同押第一七一五号（同）
一、換価金　一、一七二円
○同押第一七一七号（同）
一、換価金　三九八円
○同押第一七一九号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七二一号（同）
一、換価金　三九八円
○同押第一七二三号（同）
一、風呂敷　一枚

○同押第一七二五号（同）
一、換価金　五六五円
○同押第一七二七号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七二九号（同）
一、換価金　一〇三八円
○同押第一七三一号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七三三号（同）
一、換価金　一、六八二円
○同押第一七三五号（同）
一、布袋　一枚
○同押第一七三七号（同）
一、換価金　六八一円
○同押第一七三九号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七四一号（同）
一、換価金　一、八三四円
○同押第一七四三号（同）
一、紙袋　一個
一、リックサック　一個
○同押第一七四五号（同）
一、換価金　八〇八円
○同押第一七四七号（同）
一、風呂敷　三枚
○同押第一七四九号（同）
一、ボール箱　二個
○同押第一七四一号（同）
一、換価金　一、二二三円
○同押第一七四三号（同）
一、布袋　一枚
○同押第一七四五号（同）
一、換価金　九九九円
○同押第一七四六号（同）
一、布袋　一枚
○同押第一七四七号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七四九号（同）
一、換価金　四、一三円
○同押第一七五一号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七五三号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七五五号（同）
一、換価金　一、二二二円
○同押第一七五七号（同）
一、風呂敷　二枚
○同押第一七五九号（同）
一、換価金　九二一円
○同押第一七六一号（同）
一、布袋　二枚
○同押第一七六三号（同）
一、風呂敷　二枚

○同押第一七六五号（同）
一、換価金　一、〇四七円
○同押第一七六七号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七六九号（同）
一、換価金　一、三六円
○同押第一七六一号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七六三号（同）
一、換価金　五七一円
○同押第一七六五号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七六七号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七六九号（同）
一、換価金　六三五円
○同押第一七六一号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七六三号（同）
一、手提袋　一枚
○同押第一七六五号（同）
一、換価金　六三三円
○同押第一七六七号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七六九号（同）
一、換価金　一、二一円
○同押第一七七一号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七三号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七七五号（同）
一、換価金　九一一円
○同押第一七七七号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七九号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七七一号（同）
一、換価金　八〇八円
○同押第一七七三号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七五号（同）
一、換価金　一、一五四円
○同押第一七七七号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七九号（同）
一、換価金　三九八円
○同押第一七七一号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七三号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七七五号（同）
一、換価金　一、四七円
○同押第一七七七号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七九号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七七一号（同）
一、換価金　五七一円
○同押第一七七三号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七五号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七七七号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七九号（同）
一、換価金　九一一円
○同押第一七七一号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七三号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七七五号（同）
一、換価金　六三三円
○同押第一七七七号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七九号（同）
一、換価金　一、三五四円
○同押第一七七一号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七三号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七七五号（同）
一、換価金　一、四七円
○同押第一七七七号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七九号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七七一号（同）
一、換価金　五七一円
○同押第一七七三号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七五号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七七七号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七九号（同）
一、換価金　九一一円
○同押第一七七一号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七三号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第一七七五号（同）
一、換価金　六三五円
○同押第一七七七号（同）
一、紙袋　一枚
○同押第一七七九号（同）
一、換価金　一、一

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

○昭和二十六年押第七五五号（中村光枝同）
一、花模様反物　二反
二、風呂敷　一枚
○昭和二十五年押第九七二号（池田真一同）
一、錠前　一個
○昭和二十六年押第七五三号（長橋一郎食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千三十円
○同押第三七八号（木村敏男窃盗事件）
一、メリヤス夏物シャツ　四枚
○同押第三四八号（和田良男同）
一、ズック製ボストンバック　一個
二、ゴム長靴　一足
三、黒オーバ　一枚
四、革手袋　一個
五、煙草ケース　一個
○昭和二十五年押第二五三号（杉野由一同）
一、メリヤスシャツ　二枚
○同押第六五八号（竹中憲一同）
一、風呂敷　一枚

福岡地方検察庁久留米支部

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十二年押第一九五号（原俊夫窃盗被告事件）
一、二六吋中古自転車（セブラ号）一台
○昭和二十三年押第一三九号（林洪圭同）
一、二八吋中古自転車　一台
○昭和二十四年押第一一四号（稲塚糧太郎殺人並傷害被告事件）
一、下駄　一個（片方）
二、手紙　二通
三、ゴム草履　一個（片方）
○同押第一一八号（岩村徹古物商取締法違反被告事件）
一、物品買入等明細帳　一冊
三、物品預り帳　一冊
三、古物商営業許可証　一枚
四、古物行商鑑札　一枚
○昭和二十五年押第一八号（磯島龍男窃盗被告事件）
一、買物籠　一個
○昭和二十六年押第二〇号（江上卯三郎、田中正之詐欺被告事件）
一、請求書　一枚
二、同　一部（二枚）
三、同　一枚
四、同　一枚
五、同　二枚
六、同　四枚

○同押第七五号（宮本一夫脅迫被告事件）
一、出刃庖丁　一本
○同押第八二号（政次正幸銃砲刀剣類等所持取締令違反事件）
一、洋首　一本
○同押第一八五号（堀川一夫窃盗被告事件）
一、杉下駄　一足
二、刺身庖丁　一本
○同押第二一一号（緒方憲土同）
一、風呂敷　一枚
二、カッターシャツ　二枚
○同押第二一二号（原広記窃盗被告等事件）
一、赤色風呂敷　一枚
二、買入申込契約書　一枚
○同押第二三六号（梶原安広窃盗被告事件）
一、竹籠（大型）　一個
○同押第三〇六号（同）
一、小瓶　一本
○同押第四五三号（上永田静同）
一、招待券（金星映画劇場）　一枚
二、主要食糧選択購入切符　一八枚

久留米区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第二四号（高田登窃盗被告事件）
一、懐中電燈　一個
二、蓄音機（ポータブル）　一台
三、レコード　二枚
四、当座小切手帳　一冊
五、バッチ　一個
六、書類　一枚
七、ペンチ　一個
八、手帳　一冊
九、現金千円（千円札一枚）
○同押第一三六号（酒井利光同）
一、縞ワイシャツ　一枚
二、大幅人絹反物　一丈三尺位
三、中古自転車　一台
○同押第一七七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　一枚
二、木綿袋　一枚
三、買物籠　一個
○同押第一八二号（石橋彦一窃盗被告事件）
一、二六吋中古自転車　一台
二、二八吋中古自転車　一台
○昭和二十七年押第五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、革製小型トランク　一台
二、布袋　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年領第四〇九号（政田きくゑ食糧管理法違反事件）
一、換価金　八百八十一円七十九銭
○同領第一二一七号（被疑者不詳貿易等臨時措置令違反事件）
一、同　九万三千二百二十一円二十九銭
○同領第一三一九号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、同　一千百八十七円七十銭
○同領第二〇五二号（奈良勝平窃盗事件）
一、南京袋　一枚
○同領第二一七八号（武市理一同）
一、鎌　一挺
一、南京袋　一枚
○同領第二一九八号（西岡竹夫同）
一、皮切庖丁　一挺
一、細綱　一本
○昭和二十五年領第一三四六号（浜口音一同）
一、風呂敷　一枚
一、雨傘　一本
一、下駄　一足
○同領第一五一四号（菱池千江子食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百二十八円二十銭
○昭和二十六年領第三七号（中村欄平窃盗事件）
一、短靴　一足
○同領第一六四号（鄭龍徳貿易等臨時措置令違反事件）
一、換価金　三万二千四百円
○同領第二五三号（中原明義食糧管理法違反事件）
一、同　一千八百九十六円
一、袋　二枚
○同領第四〇四号（百井みち子同）
一、換価金　四百六十四円
○同領第四一三号（中西正夫同）
一、同　二千六百四十六円
○同領第四三〇号（古川長吉漂流物横領事件）
一、同　二十七円
○同領第四三一号（中川利一同）
一、同　二十七円
○同領第四三三号（中田寅市同）
一、同　二十七円
○同領第四三四号（西岡藤太郎同）
一、同　一百三十五円
○同領第四三五号（古市政吉同）
一、同　八十一円
○同領第四三六号（後藤藤松同）
一、同　一百七十四円六十銭

○同領第四三七号（石山優同）
一、同　一千三百九十六円八十銭
○同領第四三八号（湖浅吉同）
一、同　三百五十四円六十銭
○同領第四三九号（西田八郎同）
一、同　一百七十四円六十銭
○同領第四四〇号（上林勘一外二名同）
一、同　四百四十九円五十銭
○同領第四四一号（松谷藤吉同）
一、同　二百六十一円九十銭
○同領第四四二号（島木力夫同）
一、同　四十五円
○同領第四四三号（井脇武夫同）
一、同　六百八十四円
○同領第四四四号（石並兵吉同）
一、同　七十二円
○同領第四四五号（留本こなみ同）
一、同　一百八十九円
○同領第四四六号（東根弁蔵同）
一、同　一百六十二円
○同領第四四七号（地行実同）
一、同　三百六十円
○同領第四四八号（東根弘外一名同）
一、同　七十二円
○同領第五三三号（植村喜三郎食糧管理法違反事件）
一、同　一千二百九十八円
○同領第六九〇号（西岡竹夫外七名窃盗事件）
一、ガーター　一枚
一、ペンチ　一挺
○同領第七六〇号（地主きくゑ食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百十七円
○同領第七六一号（百井みよ子同）
一、同　七百十円
一、布袋　二枚
一、風呂敷　二枚
○同領第七七〇号（須崎小雪同）
一、換価金　六百七十四円
○同領第七九七号（植村喜三郎同）
一、雨合羽　一枚
一、上衣　一枚
一、ジャンパー　一枚
一、下駄　一足
一、手拭　一枚
一、座布団　一枚
一、弁当箱　一個
一、風呂敷　一枚
一、袋　九枚
○同領第八三七号（中野春吉外三名窃盗事件）
一、タガネ　二個
一、ハンマー　一挺
一、合金　一個
一、煙草ケース　一個

○同領第八四八号（船越かつみ食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百七十三円
○同領第九八九号（川原秋治窃盗事件）
一、婦人用中古自転車　一台
○同領第一〇〇六号（宮武繁一外一名古物営業法違反事件）
一、発電ランプ　一個
○同領第一一〇〇号（勇洙子窃盗事件）
一、風呂敷　一枚
○同領第一二三号（田中ろく食糧管理法違反事件）
一、換価金　一万三千七百四円二十銭
一、袋　二十六枚
一、風呂敷　二十二枚
○同領第一一四二号（尾田恒夫同）
一、換価金　二千四百四十五円
○同領第一一九四号（菊雲ふさ子同）
一、同　一千五百八十六円四十四銭
一、袋　二枚
○同領第一三七七号（原田啓二郎同）
一、換価金　二千六百四十六円
○同領第一三七八号（菱池千恵子同）
一、同　一千二百十二円
一、手提袋　一枚
一、木綿袋　十枚
一、風呂敷　三枚

都島区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第一七七号（大川商店食糧管理法違反事件）
一、換価金　四百五十一円
○同押第一八二号（福井清同）
一、同　五百三十三円
○同押第一八三号（金潜得同）
一、同　千七百九十六円
○同押第一九七号（大西富貴同）
一、同　七百六十七円
○同押第二一二号（増田よし子同）
一、同　四百九十五円
○同押第二三四号（金潜得同）
一、同　四千二百六十九円
○同押第二三六号（弓庭実雄同）
一、同　千百五十六円
○同押第二三八号（岡田キクエ同）
一、同　千二百四十七円九十七銭

高田区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十五年第九〇一号（吹山正彦窃盗事件）
一、冬マント　一枚

定価　一部　三円
官報本紙読者には無料郵送
送料実費
発行所　東京都新宿区市谷本村町　印刷庁
電話九段五三一　振替東京一九九〇　官報課